

石狩市強靱化計画 (2026年度～2030年度)

令和8年3月改定



石狩市

目次

| | | |
|-----|-------------------------------|-----|
| 1 | はじめに | P1 |
| 1-1 | 国土強靱化とは | |
| 1-2 | 計画改定趣旨 | |
| 1-3 | 計画の位置付け | |
| 1-4 | 石狩市地域防災計画と石狩市強靱化計画の関係 | |
| 2 | 石狩市強靱化計画の基本的考え方 | P4 |
| 2-1 | 石狩市の概況 | |
| 2-2 | 石狩市強靱化計画の基本目標 | |
| 2-3 | 石狩市強靱化計画の対象とするリスク | |
| 2-4 | 計画期間 | |
| 3 | 脆弱性評価及び施策プログラム | P11 |
| 3-1 | 脆弱性評価の考え方 | |
| 3-2 | リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定 | |
| 3-3 | 評価の実施手順 | |
| 3-4 | 施策プログラムの考え方 | |
| 3-5 | 施策の推進 | |
| 3-6 | 脆弱性評価及び強靱化のための施策プログラムの策定 | |
| | 1 人命の保護 | P17 |
| | 2 救助・救急活動等の迅速な実施 | P33 |
| | 3 行政機能の確保 | P45 |
| | 4 経済活動の機能維持 | P49 |
| | 5 情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保 | P58 |
| | 6 迅速な復旧・復興等 | P74 |
| 4 | 計画の推進管理 | P80 |
| 4-1 | 施策ごとの推進管理 | |
| 4-2 | 計画の推進（PDCAサイクル） | |
| | 【別冊】各施策プログラムにおける推進事業一覧 | |

1

はじめに

1-1 国土強靱化とは

日本はこれまで大規模自然災害が発生する度に様々な対策を講じてきたものの、甚大な被害により長期間にわたる復旧・復興を繰り返してきました。

国土強靱化とは、このような事後対策の繰り返しを避けるため、事前防災・減災等の対策をあらかじめ総合的かつ計画的に実施することにより、いかなる災害が発生しようとも、とにかく人命を守り、また経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築する発想に基づき、継続的に地域を作り上げていくことです。

毎年のように発生する自然災害や、今後、発生が懸念されている大地震・津波への対策、また近年では、気候変動の影響に伴う豪雨等による土砂災害や風水害が増加していることから、国土強靱化の取組が重要となっています。

1-2 計画改定趣旨

国は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(以下、「国土強靱化基本法」という。)」に基づき、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」を策定しました。その後、国土強靱化を取り巻く社会情勢の変化や、策定後の災害から得られた知見などを踏まえ、国土強靱化基本法施行から5年が経過した平成30年12月および10年が経過した令和5年7月に、それぞれ基本計画の見直しが行われているほか、計画に位置付けた重点化すべきプログラム等を推進するため、平成30年12月に「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が、令和2年12月には「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が、それぞれ閣議決定されています。

また、北海道では、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成27年3月に「北海道強靱化計画」を策定し、5年が経過した令和2年3月および10年が経過した令和7年3月にそれぞれ直近の自然災害から得られた知見などを踏まえた改定がなされ、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきました。

国土強靱化を実効性あるものとするためには、国や道のみならず、市町村や民間事業者、市民などの関係者が連携し取り組む必要があります。本市においても自然災害に対する脆弱性を踏まえた施策を総合的かつ計画的に推進し、人口減少や少子高齢化の急速な進行に対応しつつ、市民の生命や安全を守り、災害に強いまちづくりの実現に向けて、令和2年11月に「石狩市強靱化計画」を策定しましたが、これまでの取組結果や能登半島地震など近年の自然災害から得られた知見、国の基本計画および北海道強靱化計画の見直し内容を踏まえ、関係機関との連携をより深めながら、大規模自然災害に備えられるよう本計画を改定し、強靱化施策の一層の充実・強化を図ります。

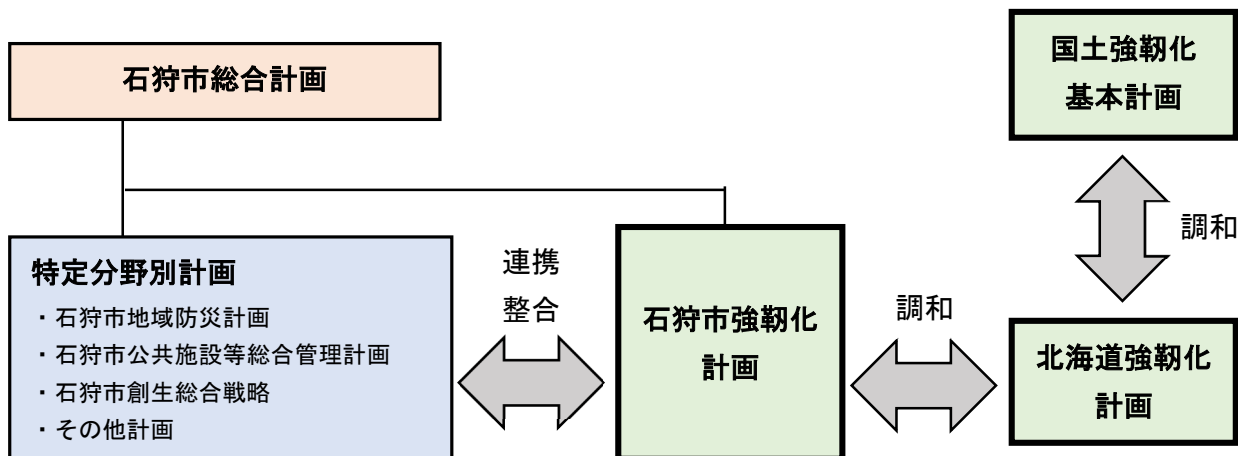
これまでの国土強靱化に関する国・北海道の施策等の遍歴

| 時 期 | 主 体 | 施策内容 |
|--------------|-----|---|
| 平成 25 年 12 月 | 国 | 「国土強靱化基本法」制定 |
| 平成 26 年 6 月 | 国 | 「国土強靱化基本計画」策定 |
| 平成 27 年 3 月 | 北海道 | 「北海道強靱化計画」策定 |
| 平成 30 年 12 月 | 国 | 「国土強靱化基本計画」改定 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」閣議決定 |
| 令和 2 年 3 月 | 北海道 | 「北海道強靱化計画」改定 |
| 令和 2 年 12 月 | 国 | 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」閣議決定 |
| 令和 5 年 7 月 | 国 | 「国土強靱化基本法」改正 「国土強靱化基本計画」改定 |
| 令和 7 年 3 月 | 北海道 | 「北海道強靱化計画」改定 |

1-3 計画の位置付け

本計画は、「国土強靱化基本計画」や「北海道強靱化計画」と調和を図りながら、国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として位置付けます。

また、「石狩市総合計画」やほかの分野別計画とも連携・整合を図り、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

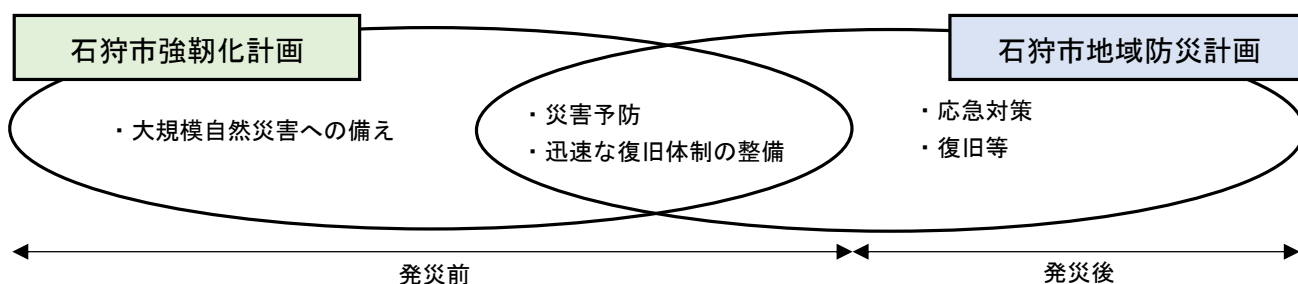


1-4 石狩市地域防災計画と石狩市強靱化計画の関係

本市では災害への取組について定めた計画として、「石狩市地域防災計画」があります。地域防災計画は災害対策基本法に基づくものであり、災害の種類ごとに防災に関する業務等を定め、災害対策を実施する上での予防や発災後の応急対策、復旧等に視点を置いた計画です。

一方、「石狩市強靱化計画」は、平時の備えを中心に、まちづくりの視点も合わせたハード・ソフト両面での包括的な計画です。

両者は相互に補完しつつ、それぞれが自然災害の発生前後において必要とされる対応について定めています。



2

石狩市強靱化計画の基本的考え方

2-1 石狩市の概況

1 本市の地勢及び気候（出典：石狩市地域防災計画 I 共通編 ほか）

（1）位置及び面積

本市は、石狩平野の西端、石狩川下流に位置し、その東端は東経 141 度 35 分、西端は東経 141 度 14 分、南端は北緯 43 度 8 分、北端は北緯 43 度 44 分であり、東西に短く、南北に長い地形となっています。

総面積は 722.33 km²で、東に当別町、南に札幌市、南西に小樽市、北に増毛町、北東に新十津川町とそれぞれ接しており、西側一帯は日本海（石狩湾）に面しています。

（2）地勢

本市は、東西に 28.88 km、南北に 67.04 km 広がっており、市の北側に位置する厚田地域及び浜益地域、当別町に連なる丘陵地や高台は山岳地帯となっておりますが、南部は平坦な地形となっています。

また、市の南部を石狩川が貫流して日本海に注いでいるほか、茨戸川・厚田川・浜益川など大小河川が市内を流れています。

（3）気象

日本海に面していることから海洋性気候に属し、内陸と比較すると概して温暖で、気温較差が少ないことが特徴です。平均風速は 3.0m/s 前後で、春季から夏季は南の風が吹くことが多く比較的穏やかですが、冬季は北西の季節風がかなり強く、沿岸波浪も高くなります。

降水量は年間 1,000 mm 前後で秋季の雨量が多く、年によっては 7 月下旬から 8 月上旬にかけて集中的に多いこともあります。

年間の降雪量は、季節風によって日本海に発生する雪雲や、石狩湾に発生する小低気圧の影響を受けるため 600 cm 前後となり、積雪の深さが約 100 cm を超えることもあります。初霜は周辺市町村よりやや遅く、濃霧はまれです。

2 本市の災害の記録

本市の気象災害の発生は、暴風雨及び融雪による水害が主で、以下冷害、火災等となっており、特に水害については、本市を貫流する石狩川・茨戸川・知津狩川・発寒川などの氾濫によるものとなっています。（出典：石狩市地域防災計画 II 地震・津波災害対策編）

【市内における過去の主な災害】

ア 地震

平成 30 年北海道胆振東部地震（平成 30 年 9 月 6 日発生）

- ・ 市内最大震度：震度 5 弱
- ・ 被害状況：人的被害 重傷者 1 名、軽傷者 1 名
住宅被害 一部損壊 317 棟（罹災証明発行件数）
農業被害 液状化 12 か所 等

イ 風水害

平成 22 年 8 月 23 日から 24 日にかけての大雨による被害

- ・ 雨量：石狩 106 mm、厚田 166.5 mm
- ・ 厚田に避難指示発令、厚田古潭に避難勧告発令
- ・ 被害状況：農業被害 田浸冠水 65.240ha、畑浸冠水 24.880ha、農作物 27.170ha
住家被害 床上浸水 4 棟、床下浸水 17 棟 等

平成 29 年 9 月 14 日の大雨による被害

- ・ 雨量：浜益 156.5 mm（時間最大 32.5 mm）※50 年に 1 回規模の大雨を記録
- ・ 被害状況：人的被害 重傷者 1 名
住家被害 一部損壊 1 棟、床上浸水 13 棟、床下浸水 31 棟
農業被害 田浸冠水 260ha 等

平成 30 年 9 月 5 日の台風 21 号による被害

- ・ 瞬間最大風速：石狩 22.2m、厚田 28.5m、浜益 30.9m
- ・ 被害状況：住宅被害 一部損壊 3 棟（罹災証明発行件数）
土木被害 倒木処理（500 本以上）114 か所（道路 67、公園 47） 等

令和 4 年 6 月 28 日から 29 日にかけての大雨による被害

- ・ 雨量：浜益 87.0 mm（時間最大 17.5 mm）
- ・ 浜益地域川下、柏木、実田に高齢者等避難発令
- ・ 被害状況：土木被害 砂利道の洗堀等 5 か所
商工被害 漂着物撤去 1 か所

令和 4 年 8 月 8 日から 9 日にかけての大雨による被害

- ・ 雨量：浜益 97 mm（時間最大 25.5 mm）

- ・浜益地域川下、柏木、実田に高齢者等避難発令
- ・被害状況：土木被害 法面崩れ等

ウ 雪害

平成 25 年 2 月 20 日の暴風雪による被害

- ・最大瞬間風速：石狩 17.6m
- ・積雪量：石狩 179 cm ※観測史上 1 位更新

2-2 石狩市強靱化計画の基本目標

本市の強靱化の意義は、大規模自然災害から市民の生命・財産を守り、重要な社会経済機能を維持することに加え、豊富な農水産物や国際貿易港である石狩湾新港を核とする石狩湾新港地域など、本市がもつポテンシャルを活かしたバックアップ機能を強化し、国及び北海道全体の強靱化に積極的に貢献していくことにあります。

また、本市の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組であることから、人口減少対策や地域活性化など、本市が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本市の持続的成長につながるものでなければなりません。

こうした中、令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震においては、電気、ガス、上下水道等のライフラインへの被害のほか、交通インフラへの甚大な被害が生じ、住民生活や中小企業、農林漁業や観光等の経済活動の大きな支障となっていることから、今後も様々な大規模自然災害から得られる教訓や知見を踏まえ、本市の強靱化を進めていく必要があります。

本市の強靱化を進めるにあたっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護」「国家及び社会の重要な機能の維持」「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」「迅速な復旧復興」という 4 つの基本目標や、北海道強靱化計画に掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」「持続的成長を促進する」という 3 つの目標に配慮しつつ、次の 3 つを「石狩市強靱化計画」における基本目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとします。

基本目標

- (1) 大規模自然災害から市民の生命・財産と社会経済機能を守る
- (2) 石狩市の強みを活かし、国や北海道の強靱化に貢献するとともに、広域的な連携を推進する
- (3) 石狩市の持続的成長や災害に強い地域社会の形成と、迅速な復旧、復興体制の確立を図る

2-3 石狩市強靱化計画の対象とするリスク

本市の強靱化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定されますが、「北海道強靱化計画」が国の基本計画に準じて首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなども踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とします。

また、大規模自然災害の範囲については、基本目標(1)に掲げる「市民の生命・財産と社会経済機能を守る」という観点から、本市に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、さらに基本目標(2)に掲げる「国や北海道の強靱化に貢献するとともに、広域的な連携を推進する」という観点から、市外における大規模自然災害についても、本市として対応すべきリスクの対象とします。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、発生確率や被害想定など災害事象ごとの概略を以下に示します。

【市内における被害想定】

ア 地震・津波 (出典：石狩市地域防災計画 II 地震・津波災害対策編 等)

○北海道による地震被害想定の対象地震

道が想定した地震は、千島海溝や日本海溝から陸域へ沈み込むプレート境界付近やアムールプレートとの衝突に伴って日本海東縁部で発生する「海溝型地震」と、その結果圧縮された陸域で発生する「内陸型地震」に分けられますが、この内、市に被害を及ぼす地震は以下が考えられます。

【海溝型地震】

| 領域又は地震名 | 規模 (マグニチュード) | 地震発生確率 | | |
|-----------|-----------------|--------------|-------------|------------|
| | | 10年以内 | 30年以内 | 50年以内 |
| 北海道北西沖の地震 | 7.8程度 | 0.002%~0.04% | 0.006%~0.1% | 0.01%~0.2% |
| 北海道留萌沖の地震 | 7.8程度 | ほぼ0% | ほぼ0% | ほぼ0% |
| 北海道南西沖の地震 | 7.8程度 | ほぼ0% | ほぼ0% | ほぼ0% |

【内陸型地震－活断層帯】

| 主要断層帯名 | 規模 (マグニチュード) | 地震発生確率 | | |
|---------------|-----------------|--------|--------|------------|
| | | 30年以内 | 50年以内 | 100年以内 |
| 石狩低地東縁断層帯(主部) | 7.9程度 | ほぼ0% | ほぼ0% | ほぼ0~0.002% |
| 石狩低地東縁断層帯(南部) | 7.7程度以上 | 0.2%以下 | 0.3%以下 | 0.6%以下 |
| 当別断層 | 7.0程度 | ほぼ0~2% | ほぼ0~4% | ほぼ0~8% |
| 増毛山地東縁断層帯 | 7.8程度 | 0.6%以下 | 1%以下 | 2%以下 |
| 沼田-砂川付近の断層帯 | 7.5程度 | 不明 | 不明 | 不明 |

【内陸型地震－伏在断層】 ※札幌市地震被害想定委員会

| 主要断層帯名 | 規模 (マグニチュード) | 地震発生確率 |
|-------------|-----------------|--------|
| 野幌丘陵断層帯 | 7.5 | — |
| 月寒背斜に関する断層 | 7.3 | |
| 西札幌背斜に関する断層 | 6.7 | |

とくに、旧石狩市域・厚田地域・浜益地域、それぞれで被害が最も大きい地震は次のとおりです。

[1] 西札幌背斜に関する断層の地震（旧石狩市域で被害が最も大きい地震）

| 被害想定 | | 冬の早朝 | 夏の昼間 | 冬の夕方 |
|-------|-----|-----------------------------|---------|---------|
| 最大震度 | | 旧石狩市域 7 / 厚田地域 6弱 / 浜益地域 5弱 | | |
| 人的被害 | 死者 | 20人 | 2人 | 16人 |
| | 重傷者 | 53人 | 15人 | 41人 |
| | 軽傷者 | 559人 | 147人 | 404人 |
| 出火件数 | | 5件 | 1件未満 | 42件 |
| 建物被害 | 全壊 | 946棟 | 415棟 | 946棟 |
| | 半壊 | 2,281棟 | 1,225棟 | 2,281棟 |
| 避難者数 | | 14,393人 | 12,100人 | 14,611人 |
| 道路被害 | | 109か所 | | |
| 上水道被害 | | 447か所 | | |
| 下水道被害 | | 31.6km | | |

[2] 当別断層帯の地震（厚田地域で被害が最も大きい地震）

| 被害想定 | | 冬の早朝 | 夏の昼間 | 冬の夕方 |
|-------|-----|------------------------------|--------|--------|
| 最大震度 | | 旧石狩市域 6強 / 厚田地域 6強 / 浜益地域 6弱 | | |
| 人的被害 | 死者 | 1人未満 | 1人未満 | 1人未満 |
| | 重傷者 | 5人 | 2人 | 4人 |
| | 軽傷者 | 42人 | 15人 | 32人 |
| 出火件数 | | 1件未満 | 1件未満 | 1件未満 |
| 建物被害 | 全壊 | 78棟 | 41棟 | 78棟 |
| | 半壊 | 378棟 | 201棟 | 378棟 |
| 避難者数 | | 7,109人 | 6,852人 | 7,116人 |
| 道路被害 | | 112か所 | | |
| 上水道被害 | | 193か所 | | |
| 下水道被害 | | 11.0km | | |

[3] 増毛山地東縁断層帯の地震（浜益地域で被害が最も大きい地震）

| 被害想定 | | 冬の早朝 | 夏の昼間 | 冬の夕方 |
|------|-----|------------------------------|------|------|
| 最大震度 | | 旧石狩市域 6強 / 厚田地域 6弱 / 浜益地域 6強 | | |
| 人的被害 | 死者 | 1人未満 | 1人未満 | 1人未満 |
| | 重傷者 | 4人 | 1人 | 3人 |
| | 軽傷者 | 32人 | 11人 | 24人 |
| 出火件数 | | 1件未満 | 1件未満 | 3件 |
| 建物被害 | 全壊 | 38棟 | 20棟 | 38棟 |
| | 半壊 | 257棟 | 132棟 | 257棟 |

| | | | |
|-------|--------|--------|--------|
| 避難者数 | 5,189人 | 5,007人 | 5,193人 |
| 道路被害 | 105か所 | | |
| 上水道被害 | 126か所 | | |
| 下水道被害 | 9.8km | | |

○日本海沿岸の津波浸水想定

道が平成29年2月9日付で設定した「日本海沿岸の津波浸水想定」は、「おおむね数百年から千年に1回程度の頻度で発生し、影響が甚大な最大クラスの津波」が想定されています。市内の浸水想定面積は1,020haとされ、日本海沿岸部において広く浸水する結果となっており、「津波災害警戒区域（イエローゾーン）」として指定されています。

「北海道が設定した日本海沿岸の津波浸水想定（平成29年2月9日）」

| 代表地点名 | 津波影響開始時間 (±20 cm) | 津波第一波到達時間 (分) | 津波水位 (T. P. m) | 最大遡上高 (T. P. m) | 断層モデル ※ |
|--------|----------------------|---------------|-------------------|--------------------|------------|
| 浜益（幌） | 18 | 24 | 8.9 | 11.0 | F06´ |
| 浜益（群別） | 21 | 27 | 7.5 | 10.3 | F06´ |
| 浜益（浜益） | 24 | 29 | 7.9 | 10.2 | F06 |
| | 26 | 31 | 7.9 | 9.5 | F06´ |
| 浜益川河口 | 25 | 32 | 8.0 | 10.2 | F06´ |
| 毘砂別 | 26 | 31 | 8.9 | 11.2 | F06´ |
| 厚田漁港 | 39 | 44 | 7.9 | 10.5 | F06´ |
| 古潭 | 41 | 45 | 6.7 | 11.4 | F06´ |
| 正利冠川河口 | 43 | 47 | 5.5 | 7.4 | F06´ |
| 石狩川河口 | 44 | 49 | 3.0 | 4.4 | F06 |
| | 44 | 49 | 4.4 | 6.8 | F06´ |
| 親船町 | 43 | 47 | 4.1 | 5.4 | F06 |
| | 43 | 48 | 5.5 | 6.6 | F06´ |
| 石狩湾新港 | 45 | 45 | 1.9 | 4.4 | F06 |
| | 45 | 46 | 2.8 | 6.0 | F06´ |
| 石狩湾新港※ | 112 | 128 | 3.9 | 5.7 | F01 |

※石狩市に影響が大きい津波断層モデルF01（北西沖の地震）、F06・06´（留萌沖の地震）

「北海道が設定した津波被害想定（令和7年6月3日）」

| 断層モデル | 建物被害 (全壊) | 死者 | 負傷者 | 要救助者 | 低体温省要対処者 | 避難者 |
|-----------|--------------|-----|-----|------|----------|--------|
| F01(夏・昼) | 130棟 | 20人 | 10人 | — | — | — |
| F01(冬・夕) | 130棟 | 20人 | 10人 | — | — | 1,300人 |
| F01(冬・深夜) | 130棟 | 20人 | 10人 | — | — | — |

| | | | | | | |
|------------|---------|-------|-------|------|-------|----------|
| F06(夏・昼) | 910 棟 | 140 人 | 70 人 | — | — | — |
| F06(冬・夕) | 960 棟 | 140 人 | 80 人 | 10 人 | — | 13,000 人 |
| F06(冬・深夜) | 960 棟 | 150 人 | 140 人 | 10 人 | — | — |
| F06´(夏・昼) | 1,300 棟 | 290 人 | 80 人 | 10 人 | — | — |
| F06´(冬・夕) | 1,400 棟 | 380 人 | 100 人 | 10 人 | 280 人 | 14,000 人 |
| F06´(冬・深夜) | 1,400 棟 | 420 人 | 200 人 | 20 人 | 220 人 | — |

イ 水害・土砂災害

本市は大小多数の河川が流れているほか、ため池や、農地のかんがい用水源となるダムが2箇所あります。石狩川、豊平川及び当別川が氾濫した場合の浸水想定区域が北海道開発局札幌開発建設部から、新川が氾濫した場合の浸水想定区域が道札幌建設管理部から公表されています。

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域については、土砂災害防止法に基づき指定されており、地すべりや土石流等の発生が想定される危険箇所については、道が実施する土砂災害基礎調査により指定されています。

ウ 雪害

本市に限らず、寒冷多雪地帯である北海道では、大雪や雪崩、吹雪による道路交通の遮断、孤立地域の発生、家屋の倒壊等の発生が想定されます。

2-4 計画期間

本計画の推進期間については、中期的展望を踏まえた施策の推進が必要になることから、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。なお、「国土強靱化基本計画」や「北海道強靱化計画」の改定など、社会情勢の変化に応じ、所要の見直しを行うこととします。

3

脆弱性評価と施策プログラム

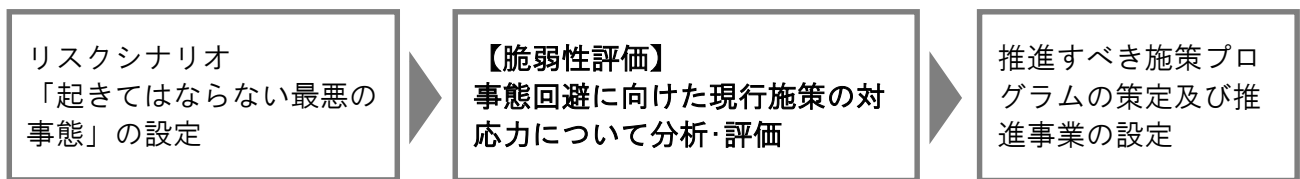
3-1 脆弱性評価の考え方

脆弱性評価は、リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」を回避するために有効な施策の取組状況や課題を整理した上で、大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価することであり、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスとなっています（基本法第9条第5項）。

また、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果に基づいた施策の推進方策が示されています。

本市としても、本計画に掲げる強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定・改定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施します。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク】

過去に市内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、本市に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象とします。

また、国土強靱化への貢献という観点から、首都直下地震や南海トラフ地震のほか北海道強靱化計画で想定する道内の自然災害リスクなど、市外における大規模自然災害のリスク低減に向けた本市の対応力についても対象とします。

3-2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷地などの地域特性を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、本市の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、6つのカテゴリーと20の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

【リスクシナリオ 6つのカテゴリーと20の「起きてはならない最悪の事態」】

| カテゴリー | | リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」 |
|-------|-----------------------------|---|
| 1 | 人命の保護 | 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅地等における火災に伴う死傷者の発生 |
| | | 1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生 |
| | | 1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生 |
| | | 1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水 |
| | | 1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生 |
| 2 | 救助・救急活動等の迅速な実施 | 2-1 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞 |
| | | 2-2 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺、大規模な自然災害と感染症との同時発生 |
| | | 2-3 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資エネルギー供給の長期停止 |
| | | 2-4 避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生 |
| 3 | 行政機能の確保 | 3-1 市内外における行政機能の大幅な低下や警察機能の低下による治安の悪化、社会の混乱 |
| 4 | 経済活動の機能維持 | 4-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞、コンビニート等の被災に伴う有害物質等の流出 |
| | | 4-2 市外との基幹交通の機能停止による物流・人流への甚大な影響 |
| | | 4-3 食料の安定供給の停滞 |
| | | 4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下 |
| 5 | 情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保 | 5-1 通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶 |
| | | 5-2 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止 |
| | | 5-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止 |
| | | 5-4 地域交通ネットワークの機能停止とそれに伴う多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 |
| 6 | 迅速な復旧・復興等 | 6-1 事前復興ビジョンや地域合意の欠如、災害廃棄物の処理、仮設住宅等の整備の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ |
| | | 6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊 |

3-3 評価の実施手順

前項で定めた20の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行います。

評価にあたっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用します。

3-4 施策プログラムの考え方

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本市のみならず国、北海道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行うとともに、脆弱性評価の結果を踏まえ、本市における強靱化施策の取組方針を以下の事項に留意し設定することとします。

(1) 適切な施策の組み合わせ

- ・施設の整備・耐震化等の「ハード対策」と、情報・訓練・防災教育等の「ソフト対策」を地域の状況等に応じて適切に組み合わせること。
- ・「自助」「共助」「公助」を適切かつ効果的に組み合わせること。
- ・災害時のみならず平時にも有効活用できる対策とすること。

(2) 効率的な施策の推進

- ・人口減少等に起因する需要の変化等を踏まえ、効率的な施策の推進を図ること。
- ・国・道の施策や既存の社会資本、民間資金の活用を図ること。

(3) 地域特性を踏まえた施策の推進

- ・札幌圏に位置し、多様な産業形態をもつ本市の特性を活かし、さらなる連携強化につながる取組を推進すること。

3-5 施策の推進

施策プログラムの推進にあたっては、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定するものとします。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、国や北海道が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、北海道、市町村、民間等の各関係者が共有する「努力目標」として位置づけます。

【強靱化のための施策プログラム】

| | | | |
|-------------------------|--|----------------------|------|
| 1 人命の保護 | 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅地等における火災に伴う死傷者の発生 | | |
| | 1-1-1 | 住宅・建築物等の耐震化 | P 17 |
| | 1-1-2 | 建築物等の老朽化対策 | P 18 |
| | 1-1-3 | 緊急輸送道路等の整備 | P 20 |
| | 1-1-4 | 地盤等の情報共有 | P 21 |
| | 1-1-5 | 防火対策・火災予防 | P 22 |
| | 1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生 | | |
| | 1-2-1 | 警戒避難体制の整備 | P 23 |
| | 1-2-2 | 砂防設備等の整備 | P 24 |
| | 1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生 | | |
| | 1-3-1 | 津波避難体制の整備 | P 25 |
| | 1-3-2 | 港湾施設の整備 | P 26 |
| | 1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮やため池の損壊、防災インフラの機能不全に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 | | |
| | 1-4-1 | 洪水・内水ハザードマップの作成 | P 27 |
| | 1-4-2 | 河川改修等の治水対策 | P 28 |
| | 1-4-3 | ため池の防災対策 | P 29 |
| | 1-4-4 | 気候変動への適応 | P 30 |
| | 1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生 | | |
| | 1-5-1 | 暴風雪時における道路管理体制の強化 | P 31 |
| | 1-5-2 | 除雪体制の確保 | P 32 |
| 2 救助・救急活動等の迅速な実施 | 2-1 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞 | | |
| | 2-1-1 | 防災訓練等による救助・救急体制の強化 | P 33 |
| | 2-1-2 | 自衛隊との連携体制の維持・拡充 | P 34 |
| | 2-1-3 | 救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備 | P 35 |
| | 2-1-4 | 消防団活動の促進 | P 36 |
| | 2-2 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺、大規模な自然災害と感染症との同時発生 | | |
| | 2-2-1 | 保健所との連携強化 | P 37 |
| | 2-2-2 | 災害時における福祉的支援 | P 38 |
| | 2-3 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止 | | |
| | 2-3-1 | 物資供給等に係る連携体制の整備 | P 39 |
| | 2-3-2 | 非常用物資の備蓄促進 | P 40 |
| | 2-4 避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生 | | |
| | 2-4-1 | 避難所等の指定・整備・普及啓発 | P 41 |
| | 2-4-2 | 避難所等の生活環境の改善、健康への配慮 | P 43 |

| | | | |
|-------------------------------|--|---------------------|-----|
| | 2-4-3 | 積雪寒冷を想定した避難所等の対策 | P44 |
| 3 行政機能の確保 | 3-1 市内外における行政機能の低下や警察機能の低下による治安の悪化、社会の混乱 | | |
| | 3-1-1 | 災害対策本部機能等の強化 | P45 |
| | 3-1-2 | 行政の業務継続体制の整備 | P46 |
| | 3-1-3 | 応援・受援体制の整備 | P47 |
| | 3-1-4 | 政府機能等のバックアップ | P48 |
| 4 経済活動の機能維持 | 4-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞、コンビナート等の被災に伴う有害物質等の流出 | | |
| | 4-1-1 | リスク分散を重視した企業立地等の促進 | P49 |
| | 4-1-2 | 企業の業務継続体制の強化 | P50 |
| | 4-1-3 | 被災企業等への金融支援 | P50 |
| | 4-2 市外との基幹交通の機能停止による物流・人流への甚大な影響 | | |
| | 4-2-1 | 港湾の機能強化 | P51 |
| | 4-3 食料の安定供給の停滞 | | |
| | 4-3-1 | 食料生産基盤の整備 | P52 |
| | 4-3-2 | 地場産品の販路拡大 | P54 |
| | 4-3-3 | 生鮮食料品の流通体制の確保 | P55 |
| | 4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下 | | |
| | 4-4-1 | 森林の整備・保全 | P56 |
| | 4-4-2 | 農地・農業水利施設等の保安全管理 | P57 |
| 5 情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保 | 5-1 通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶 | | |
| | 5-1-1 | 関係機関の情報共有化 | P58 |
| | 5-1-2 | 住民等への情報伝達体制の強化 | P59 |
| | 5-1-3 | 外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策 | P61 |
| | 5-1-4 | 帰宅困難者対策の推進 | P63 |
| | 5-1-5 | 地域防災活動、防災教育の推進 | P64 |
| | 5-2 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止 | | |
| | 5-2-1 | 再生可能エネルギーの導入拡大 | P65 |
| | 5-2-2 | 電力基盤等の整備 | P66 |
| | 5-2-3 | 多様なエネルギー資源の活用 | P67 |
| | 5-2-4 | 石油燃料供給の確保 | P68 |
| | 5-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止 | | |
| | 5-3-1 | 水道施設等の防災対策 | P69 |
| | 5-3-2 | 下水道施設等の防災対策 | P70 |
| | 5-4 地域交通ネットワークの機能停止とそれに伴う多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 | | |
| | 5-4-1 | 交通ネットワークの整備 | P72 |
| | 5-4-2 | 道路施設の防災対策等 | P73 |

| | | | |
|-------------|--|---------------------|------|
| 6 迅速な復旧・復興等 | 6-1 事前復興ビジョンや地域合意の欠如、災害廃棄物の処理、仮設住宅等の整備の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ | | |
| | 6-1-1 | 市町村における市街地復興体制の強化 | P 74 |
| | 6-1-2 | 災害廃棄物の処理体制の整備 | P 75 |
| | 6-1-3 | 地籍調査の実施 | P 76 |
| | 6-1-4 | 応急仮設住宅など生活基盤等の迅速な確保 | P 77 |
| | 6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの機能低下 | | |
| | 6-2-1 | 災害対応に不可欠な建設業との連携 | P 78 |
| | 6-2-2 | 行政職員等の活用促進 | P 79 |

1 人命の保護

1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅地等における火災に伴う死傷者の発生

1-1-1 住宅・建築物等の耐震化

脆弱性評価

①民間住宅・建築物の耐震化

[現 状]

- ・住宅の耐震化率は「石狩市耐震改修促進計画」に掲げる目標 95%に対し 88%（令和 3 年度）となっている。
- ・※多数の者が利用する建築物※の耐震化率は 97%
- ・平成 21 年度から旧耐震の木造住宅について、耐震診断や耐震改修等の支援を実施している。
- ・令和 2 年度から旧耐震の空家について、除却再販事業の支援を実施している。
- ・民間建築物で未耐震の物がある。

[評 価]

- ・市民の安全・安心を確保するため、耐震化を促進する必要がある。

②公共建築物（小中学校、市営住宅、公共施設）の耐震化

[現 状]

- ・多数の者が利用する建築物のうち市有建築物は全て耐震化済である。

[評 価]

- ・市有建築物の耐震化は完了しており、今後も適切な維持管理を行う必要がある。

※多数の者が利用する建築物：学校、病院、物品販売を含む店舗など耐震改修促進法第 14 条第 1 項第 1 号に掲げられる用途の建築物で、一定規模以上のもの

施策プログラム

①民間住宅・建築物の耐震化

- ・耐震化促進のため、住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進し、耐震診断・改修について引き続き支援するとともに、旧耐震住宅の建替えに対する支援を実施することで、耐震化率の向上を図る。

②公共建築物（小中学校、市営住宅、公共施設）の耐震化

- ・災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等整備事業等を推進し、施設の使用状況を考慮しつつ、適切な維持管理を実施する。

【指 標】

| 指 標 | 現状値 | 目標値 |
|-------------------|----------|--------------|
| 住宅の耐震化率 | 88% (R3) | 95% (R12) |
| 多数の者が利用する建築物の耐震化率 | 97% (R3) | おおむね解消 (R12) |

1-1-2 建築物等の老朽化対策

脆弱性評価

①民間建築物の老朽化対策

【現 状】

- ・「石狩市空家等対策計画」を策定するとともに、「石狩市空家等対策協議会」を設置し、「特定空家」の認定について協議する体制を整備しており、令和6年3月に1件の建物を「特定空家」に認定している。
- ・平成29年度から「特定空家の認定基準」に相当する「危険な空家」に対して、除却費用の支援を実施している。
- ・令和2年度から「危険な空家」の発生未然防止策として、一定期間放置されている空家に対して除却再販及び改修再販事業の支援を実施している。
- ・令和7年10月に石狩市特定空家等及び管理不全空家等の判断のための基準を改定している。
- ・管理不全空家の所有者への指導・助言、空家等発生抑制の周知啓発を実施している。

【評 価】

- ・人口減少や空家の老朽化に伴い、危険空家の増加・深刻化が見込まれることから、今後も実態把握に努める必要がある。
- ・管理不全空家の発生を抑制するため、空家等に関する管理意識の向上を図る必要がある。

②公共建築物の老朽化対策

【現 状】

- ・市営住宅のうち約6割が耐用年数を経過している。
- ・公共施設については、「石狩市公共施設等総合管理計画」や個別の計画に基づき、計画的に施設の統廃合や長寿命化を実施している。

【評 価】

- ・公共建築物の老朽化対策については、今後、更新時期を迎える建築物が多数見込まれることから、各施設における長寿命化計画等の策定を促進し、更新費用の平準化を図りながら計画的な維持管理・更新等を行う必要がある。

③公園施設の老朽化対策

【現 状】

- ・「石狩市公園施設長寿命化計画」に基づき、老朽化した施設の改築・更新を実施している。

【評 価】

- ・公園の適正な管理による公園利用者の安全・安心の確保のため、引き続き計画的に老朽化対策を推進する必要がある。

施策プログラム

①民間建築物の老朽化対策

- ・空家問題の解消を進めるため、空き家再生等推進事業を推進するとともに、管理不全空家について除却費用等の支援を継続し、空家の流通及び除却、利活用の促進を図る。

②公共建築物の老朽化対策

- ・ 事業費・事業量の平準化を図りつつ、建替及び個別改善等を推進する。
- ・ 施設管理を最適化するため、令和2年度に「石狩市営住宅ストックマネジメント計画」を策定している。
- ・ 公共施設の老朽化対策については、「石狩市公共施設等総合管理計画」や各施設管理者が策定する長寿命化計画等に基づき、計画的な維持管理や施設の更新、除却等を実施する。

③公園施設の老朽化対策

- ・ 公園利用者の安全・安心の確保のため、計画的に老朽化対策を推進する。

【指 標】

| 指 標 | 現状値 | 目標値 |
|----------|-----------------------------|------------------------------|
| 公共施設の面積 | 254,474 m ² (R7) | 210,082 m ² (R15) |
| 市営住宅管理戸数 | 321 戸 (R7) | 約 350 戸 (R12) |

1-1-3 緊急輸送道路等の整備

脆弱性評価

①緊急輸送道路の安全対策

【現 状】

- ・緊急輸送道路に指定している市道区間の路面下空洞化調査、路面性状調査等を実施（現状において調査箇所における修繕実施必要路線無し）している。

【評 価】

- ・緊急輸送道路に指定している市道区間の災害時における安全確保のため、路面下空洞化調査、路面性状調査及び必要に応じた修繕を実施する必要がある。

②緊急輸送道路等の整備

【現 状】

- ・該当する道路は次の9路線（全て市道）である。

花川通

流通通線

花畔北6線

卸売線

卸売2号通

花畔中央通

浜益市街線影の沢通り

花川南3条通

港通

【評 価】

- ・新規路線の整備や防災拠点の設定に伴う路線の見直しが必要となる。

施策プログラム

①緊急輸送道路の安全対策

- ・災害時における緊急輸送道路の安全確保のため、路面下空洞化調査、路面性状調査等を実施し、その結果を基に必要に応じた修繕を実施する。

②緊急輸送道路等の整備

- ・適宜、新規路線等の見直しを行っていく。

【指 標】

| 指 標 | 現状値 | 目標値 |
|-------------|--------------|---------------|
| 路面下空洞化調査実施数 | 6路線（R2～R7累計） | 3路線（R8～R12累計） |

1-1-4 地盤等の情報共有

脆弱性評価

①地盤変動予測調査結果の周知

【現 状】

- ・国土交通省ホームページにおいて大規模盛土造成地マップを公開しているが、本市において該当する造成地はない。
- ・国土交通省が主体となり進めている液状化危険度統合マップの作成にあたり、本市より必要となるボーリングデータ等の地盤情報の提供を行っている。

【評 価】

- ・国土交通省が作成する液状化危険度統合マップをもとに、本市において液状化ハザードマップを作成する必要がある。

施策プログラム

①地盤変動予測調査結果の周知

- ・今後、本市において大規模盛土造成地が発生した場合は、国土交通省ホームページにおいて公開している大規模盛土造成地マップへの反映のため、情報提供を行う。
- ・液状化危険度統合マップに、避難所や避難路など、災害時の行動支援のために必要な情報を反映させた液状化ハザードマップを作成し、ホームページ掲載などによる防災知識の普及及び啓発を図る。

【指 標】

| 指 標 | 現状値 | 目標値 |
|---------------|----------|----------|
| 液状化ハザードマップの作成 | 未作成 (R7) | 作成 (R12) |

1-1-5 防火対策・火災予防

脆弱性評価

①防火対策の強化及び火災予防への取組の促進

【現 状】

- ・消防法令違反の是正や火災を未然に防ぐための啓発活動として、火災予防運動期間等を捉え、火災予防広報を進めている。

【評 価】

- ・消防法令違反の是正に向けた指導に取り組むほか、幅広い年齢層に対する効果的な火災予防広報を実施する必要がある。

施策プログラム

①防火対策の強化及び火災予防への取組の促進

- ・消防法令違反の是正に向けた取組を進めるとともに、ホームページやSNS、町内会回覧など様々な広報媒体を活用し、幅広い年齢層に対する効果的な火災予防広報を実施する。

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

1-2-1 警戒避難体制の整備

脆弱性評価

①土砂災害警戒区域等の周知

[現 状]

- ・土砂災害警戒区域（土砂災害特別警戒区域含む）の指定箇所数：112 か所。

| 危険箇所 | 土砂災害警戒区域 | 土砂災害特別警戒区域 |
|---------|----------|------------|
| 土石流 | 71 か所 | 37 か所 |
| 急傾斜地の崩壊 | 33 か所 | 32 か所 |
| 地すべり | 8 か所 | — |

- ・土砂災害警戒区域等は、北海道が実施する土砂災害基礎調査により指定・公表されており、基礎調査は令和2年度で完了した。
- ・指定区域については、石狩市地区防災ガイド、防災マップ及び土砂災害ハザードマップに掲載（令和4年改訂）、し配布しているほか、これらを市のホームページで公開し、周知を図っている。

[評 価]

- ・指定区域の住民に対する周知を徹底する必要がある。
- ・関係機関との連携により、危険性が高い箇所における土砂災害対策を行う必要がある。

施策プログラム

①土砂災害警戒区域等の周知

- ・指定区域の住民に対し、土砂災害ハザードマップ等による周知の徹底など、災害時に適切に避難できる体制を整備する。
- ・新たに指定区域が追加された場合、速やかに周知を行う。
- ・土砂災害による被害の発生に備え、関係機関と連携しながら警戒区域等の土砂災害対策を推進する。

1-2-2 砂防設備等の整備

脆弱性評価

①施設の更新・維持管理及び森林の維持造成

【現 状】

- ・土砂災害のおそれがある箇所を対象に順次、砂防施設や急傾斜地崩壊防止施設等の整備を実施している。
- ・植栽や保育、間伐の実施している。

【評 価】

- ・土砂災害のおそれがある箇所を対象に順次、砂防施設や急傾斜地崩壊防止施設等の整備を進めているが、未整備箇所が残されており、緊急性の高いものから重点的な整備や、既存施設の老朽化対策をはじめとした適切な維持管理等が促進されるよう、国・道と連携する必要がある。
- ・地域の特性に応じた樹種の植栽や適切な保育、間伐等を行う必要がある。

施策プログラム

①施設の更新・維持管理及び森林の維持造成

- ・土砂災害のおそれのある箇所について、砂防施設や急傾斜地崩壊防止施設等の整備や、老朽化対策をはじめとした適切な維持管理が促進されるよう、国・道に対し継続して要望を実施する。
- ・地域の特性に応じた適切な植栽や保育、間伐を実施する。

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

1-3-1 津波避難体制の整備

脆弱性評価

①避難施設や津波災害警戒区域等の周知

[現 状]

- ・「石狩市地域防災計画（津波避難計画）」に基づき、津波避難場所（3か所）については、石狩市地区防災ガイド及び防災マップに掲載するとともに、市のホームページで公表している。

津波避難場所：市営住宅本町団地（4階建て）
石狩市防災ひろば（築山）
石狩消防署石狩湾新港支署（2階、一部5階建て）

- ・津波浸水想定については、平成29年2月に北海道が公表した日本海沿岸の被害想定を反映し、石狩市地区防災ガイド及び防災マップに被害想定区域や発生時の避難方向を表示し、地震、洪水災害と併せて住民へ周知を実施している。

[評 価]

- ・住民に対する講習会の開催や自主防災組織、学校等の訓練を通じて、避難場所や避難方法を始めた津波防災に係る知識の普及、啓発を推進する必要がある。

②避難確保計画（津波に関する）の作成支援

[現 状]

- ・津波災害警戒区域内の作成対象施設（地域防災計画に「避難確保計画の作成が必要な要配慮者利用施設」として記載のある施設）6施設中、作成済み6施設となっている。

[評 価]

- ・今後も対象施設を追加した場合は、制度の説明や避難確保計画の作成支援を行う必要がある。

施策プログラム

①避難施設や津波災害警戒区域等の周知

- ・住民に対する講習会の開催や自主防災組織、学校等の訓練を推進し、避難場所や避難方法を始めた津波防災に係る知識の普及、啓発を図る。

②避難確保計画（津波に関する）の作成支援

- ・今後も新たな対象施設を追加した場合は、一般財団法人石狩市防災まちづくり協会と連携し、制度の説明や避難確保計画の作成支援を推進する。

1-3-2 港湾施設の整備

脆弱性評価

①石狩港・東導流堤*（国有港湾施設）の維持管理

【現 状】

- ・維持管理計画に基づき、平成 25 年度に詳細定期点検診断（25 年毎）、平成 30 年度及び令和 5 年度に一般定期点検診断（5 年毎）を行い、点検診断の結果により適宜、修繕等を実施している。

【評 価】

- ・令和 5 年度に行った一般定期点検診断では、建設完了後 50 年以上経過していることから、杭の損傷等の老朽化が確認されており、現在は施設としての機能は満たしているが、近い将来大規模な修繕等を行う必要がある。

※導流堤：河川がほかの河川や海に流入する地点に、土砂の堆積を防ぎ、流水の方向や速度を一定に保つためにつくられる堤。

施策プログラム

①石狩港・東導流堤（国有港湾施設）の維持管理

- ・今後も施設の変状の有無や程度を把握するため、維持管理計画に基づく定期点検診断や異常時の点検診断を実施する。
- ・国有港湾施設であることから、大規模な修繕等を行う場合は国との協議が必要であり、今後、大規模な修繕等を計画する場合は、国と費用負担や実施計画等についての協議を適宜行う。

1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮やため池の損壊、防災インフラの機能不全等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

1-4-1 洪水・内水ハザードマップの作成

脆弱性評価

①ハザードマップ（石狩市地区防災ガイド・防災マップ）の見直しや防災訓練の実施

【現 状】

- ・平成 29 年に道から新たな災害想定が公表されたことを受け、平成 30 年 5 月に従来の地区防災ガイドを全面改訂し、「石狩市地区防災ガイド」、「石狩市地区防災マップ」を作成し全戸配布した。また、令和 4 年 3 月には避難所情報等の軽微な修正を行っている。
- ・地区ごとの災害想定等を掲載している「石狩市地区防災マップ」については、災害想定の変更等に合わせ随時修正を加え、配布している。
- ・一般財団法人石狩市防災まちづくり協会や石狩市防災マスターと連携し、防災ガイドに基づいた各種防災訓練を推進している。

【評 価】

- ・最新の防災ガイド及び防災マップの市民への周知徹底を図る必要がある。
- ・住民の災害対応力の向上を図るため、継続的に防災訓練を推進する必要がある。

②避難確保計画（洪水・内水に関する）の作成支援

【現 状】

- ・洪水浸水想定区域内の作成対象施設（地域防災計画に「避難確保計画の作成が必要な要配慮者利用施設」として記載のある施設）82 施設中、作成済み 82 施設となっている。
- ・内水に係る避難確保計画について現在作成を進めている。

【評 価】

- ・今後も新たな対象施設を追加した場合は、制度の説明や避難確保計画の作成支援を行う必要がある。
- ・内水に係る避難確保計画について作成を行う必要がある。

施策プログラム

①ハザードマップ（石狩市地区防災ガイド・防災マップ）の見直しや防災訓練の実施

- ・災害想定の変更や避難所情報の変更に伴い適宜修正を行うとともに、各種訓練や講習会を通じて、防災ガイド及び防災マップの市民への周知の徹底を図る。

②避難確保計画（洪水・内水に関する）の作成支援

- ・今後も新たな対象施設を追加した場合は、一般財団法人石狩市防災まちづくり協会と連携し、制度の説明や避難確保計画（洪水に関する）作成支援を行う必要がある。
- ・避難確保計画（内水に関する）について作成を行う。

【指 標】

| 指 標 | 現状値 | 目標値 |
|--------------|----------|----------|
| 内水ハザードマップの作成 | 未作成 (R7) | 作成 (R12) |

1-4-2 河川改修等の治水対策

脆弱性評価

①河川の改修・維持管理

[現 状]

- ・ 1級河川である石狩川の洪水対策として、管理者の国に対し河川の整備促進を要望している。
- ・ 1級河川である知津狩川、2級河川である厚田川及び望来川の洪水対策として、管理者の北海道に対し河川の整備促進を要望している。
- ・ 本市で管理する河川は105河川で、総延長は507.41km（内訳：旧石狩市14本 80.91km、厚田地域47本 208.20km、浜益地域44本 218.30km）となっている。

[評 価]

- ・ 石狩川の改修を促進し、必要な河道断面を確保することにより浸水被害の軽減を図る必要がある。（国）
- ・ 知津狩川及び厚田川、望来川の改修を促進し、必要な河道断面を確保することにより浸水被害の軽減を図る必要がある。（道）
- ・ 普通河川の流水の一層の円滑を図り、災害の未然防止と河川環境の保全を図る必要がある。

②ダム施設の維持管理

[現 状]

- ・ 本市には、望来ダムと高富貯水池があり、農地のかんがい用水源となっている。また、高富貯水池は豪雨時における洪水調節の役割も果たしている。

[評 価]

- ・ 豪雨時における既設ダムの治水効果を十分に発揮させるため、ダム本体の改良整備や管理用制御装置等の機器の修繕・更新を実施し、ダム施設の適切な維持管理を進める必要がある。また、緊急放流等の情報伝達手段について、ダム管理者との共有が必要である。

施策プログラム

①河川の改修・維持管理

- ・ 河川改修を促進する。
- ・ 土砂の堆積及び樹木やゴミ等により河川の流下能力が低下しないよう、浚渫などを実施するとともに、河川愛護組合と協力しながら普通河川敷地内の清掃を推進する。

②ダム施設の維持管理

- ・ ダム施設の適切な維持管理や更新整備を行うよう推進するとともに、緊急放流等の情報伝達手段の共有や、市民への周知に努める。

1-4-3 ため池の防災対策

脆弱性評価

①ため池の防災対策

[現 状]

- ・ 防災重点ため池：2箇所（五の沢貯水池、越後沢ため池）を指定している。
- ・ 防災重点ため池ハザードマップ作成率：100%達成済み。

[評 価]

- ・ 大規模地震や豪雨等を起因とした、ため池の決壊などによる二次災害を防止するため、ため池の点検・診断結果に基づく必要な対策の推進とともに、浸水予測図に基づく防災重点ため池ハザードマップを作成し周知を図っている。

施策プログラム

①ため池の防災対策

- ・ 大規模地震や豪雨等を起因とした、ため池の決壊などによる二次災害の防止に向け、対象となるため池付近の住民に対し、ハザードマップにより周知し、災害時に適切に避難できる体制を整備する。
- ・ 「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づき農業用ため池の所在や管理状況を適切に把握することにより、農業用水の供給機能を確保しつつ、決壊による被害防止に努める。
- ・ 今後対象地域が拡大し、ハザードマップを更新した場合は速やかに周知する。

1-4-4 気候変動への適応

脆弱性評価

①地域気候変動適応策の推進

【現 状】

- ・石狩市地球温暖化対策推進計画【区域施策編】を地域気候変動の適応計画として位置付け、気候変動への適応策を定めており、各個別計画に基づき、適切に施策を進めている。

【評 価】

- ・石狩市地球温暖化対策推進計画の計画期間にあわせて10年毎に見直しする必要がある。

施策プログラム

①地域気候変動適応策の推進

- ・国及び北海道において影響等を評価している項目のうち、本市においても影響が大きいと考えられる項目について取り組んでおり、熱中症対策として暑熱避難施設（クーリングシェルター）の指定及び周知に取り組む。

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

1-5-1 暴風雪時における道路管理体制の強化

脆弱性評価

①異常気象時における道路管理体制の強化

【現 状】

- ・異常気象時により交通障害の発生が予想される気象状況下での、石狩市行政情報ポータル「いしホ」、市ホームページ・メール配信などによる注意喚起を実施している。
- ・事故防止のため、幹線道路における交通規制を実施している。

【評 価】

- ・除雪状況や交通規制に関する情報提供を迅速に行う必要がある。
- ・異常気象時における市の全庁的な管理体制の構築と、事業者を含めた道路管理体制を維持する必要がある。

施策プログラム

①異常気象時における道路管理体制の強化

- ・異常気象による車の立往生などを防止するため、交通障害の発生が予想される気象状況下において、多様な媒体を活用した注意喚起を実施する。
- ・除雪状況や交通規制に関する情報提供を推進する。

1-5-2 除雪体制の確保

脆弱性評価

①道路維持事業協同組合における道路維持及び除排雪体制の維持

[現 状]

- ・ 除排雪機械保有台数：10台（令和6年度）を保有している。
- ・ 市広報で雪処理マナーの啓発を実施している。
- ・ 除排雪対策本部及び道路維持事業協同組合によるパトロールを実施している。
- ・ 道路維持事業協同組合と協力した除雪体制を整備している。

[評 価]

- ・ 「石狩市除雪機械車両更新・増強計画」及び「雪みち計画」による除排雪機械の適切な更新を行い、道路維持事業協同組合における除排雪体制を確保する必要がある。
- ・ 除排雪対策本部における市の全庁的体制の継続と、地域との連携を強化する必要がある。

施策プログラム

①道路維持事業協同組合における道路維持及び除排雪体制の維持

- ・ 「石狩市除雪機械車両更新・増強計画」及び「雪みち計画」による除排雪機械の計画的な更新・増強を推進し、道路維持事業協同組合における除排雪体制を確保する。
- ・ 除排雪対策本部における市の全庁的体制を継続するとともに、地域における自主的な除排雪活動に対し支援を実施し、また事業者を含めた機動的な道路管理体制を確保する。

2 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

2-1-1 防災訓練等による救助・救急体制の強化

脆弱性評価

①関係機関との連携体制強化

【現 状】

- ・石狩市と一般財団法人石狩市防災まちづくり協会の主催により、石狩消防署、陸上自衛隊、北海道警察等が参加し、市民の防災力向上を図るために防災フェスタを実施している。

【評 価】

- ・訓練等の機会を通じて関係機関との連携体制を確立し、災害対応の実効性を向上させる必要がある。

②自主防災訓練及び救命講習の実施

【現 状】

- ・一般財団法人石狩市防災まちづくり協会及び石狩市防災マスターが講師となり、市職員や自主防災組織、町内会を対象として自主防災訓練及び救命講習を実施している。

【評 価】

- ・市民に対する自主防災訓練及び救命処置等の普及啓発を継続的に推進する必要がある。

施策プログラム

①関係機関との連携体制強化

- ・防災フェスタや防災訓練等を通じて関係機関と連携体制を確立し、災害対応の実効性を向上させる。

②自主防災訓練及び救命講習の実施

- ・AED（自動体外式除細動器）の操作方法など、市民向けの救命講習を積極的に開催し、救命処置等の普及啓発を推進する。

【指 標】

| 指 標 | 現状値 | 目標値 |
|--------------------|--------------|--------------------|
| 自主防災訓練受講者数（年間延べ人数） | 1,910人（R6年度） | ↑ （R12時点でR6より増） |
| 救命講習受講者数（年間延べ人数） | 1,356人（R6年度） | ↑ （R12時点でR6より増） |

2-1-2 自衛隊との連携体制の維持・拡充

脆弱性評価

①大規模災害時に係る自衛隊との連携協定

[現 状]

- ・ 陸上自衛隊第 11 旅団第 10 普通科連隊（滝川駐屯地）と大規模災害時等の連携に関する協定書を締結（平成 26 年 10 月 29 日）している。
内容：情報収集・整理・共有、防災関係資機材等情報の通知、災害派遣等
- ・ 航空自衛隊当別分屯基地第 45 警戒群と災害派遣活動にかかる石狩市と航空自衛隊当別分屯基地との協定書を締結（平成 29 年 6 月 8 日）している。
内容：石狩市内における当別分屯基地周辺山域の災害発生時の部隊派遣等
- ・ 自衛隊への災害派遣要請は、天変地異その他の災害に際して、応急対策の実施が市の組織等を動員しても不可能又は困難であり、人命又は財産を保護するためには、自衛隊の出動が必要であると認められる場合に行うものとし、派遣要請基準を設定している。

[評 価]

- ・ 情報連絡体制の整備及び自衛隊体制の維持・拡充に向けた関係機関等との連携が必要である。

施策プログラム

①大規模災害時に係る自衛隊との連携協定

- ・ 災害時において、救助・救援活動の中心として役割が期待される自衛隊に対し、情報伝達及び情報共有を円滑にするため、情報連絡体制の維持・充実に向け、連携した取り組みを推進する。

2-1-3 救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備

脆弱性評価

①救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備

[現 状]

- ・消防車両等の配備状況は次のとおり（令和7年1月時点）。

| | (現状) | (必要数) |
|-------------|----------|-------|
| ポンプ・水槽車 | 6台 | 6台 |
| 化学車 | 2台 | 2台 |
| 救急車 | 5台 | 5台 |
| 救助工作車 | 1台 | 1台 |
| 指揮車 | 1台 | 1台 |
| 人員輸送車 | 1台 | ※ |
| 高所放水車 | 1台 | 1台 |
| 泡原液搬送車 | 1台 | 1台 |
| 救助用ボート | 3艇 | ※ |
| 積載車・ポンプ付積載車 | 15台（非常備） | ※ |
| 消防防災車 | 1台（非常備） | ※ |

※地域の実情に応じて配置

- ・災害現場の「見える化」の実現に向けて隊員カメラ、タブレット等を導入し、一部の消防隊と指揮隊が映像により連携を図っている。
- ・救急業務のDXを推進している。

[評 価]

- ・隊員カメラ、タブレット等を活用して災害現場の「見える化」を一部進めているが、災害時における全消防隊と指揮隊との連携を強化するため、隊員カメラの追加等を検討する必要がある。
- ・引き続き災害時に通信維持できる災害対応救急業務のDXを推進する必要がある。

施策プログラム

①救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備

- ・消防力を維持するため、消防水利及び消防車両・資機材の計画的な整備を推進する。
- ・引き続き災害時に通信維持できる災害対応救急業務のDXを推進する。

2-1-4 消防団活動の促進

脆弱性評価

①消防団の機能強化

【現 状】

- ・ 地域防災力の維持に必要な消防団員確保のため、入団促進PR活動を実施している。
- ・ 消防団活動の充実強化に必要な教育を実施するとともに、装備の導入と改善を適宜実施している。

【評 価】

- ・ 入団促進に向けてPR活動を実施しているが、減少傾向が継続している。
- ・ 常備消防（※）が提供する各種の研修や訓練のほか、地域の消防団が自発的に訓練を実施しているため、災害対応に対する一定のレベルは維持できている。また、消防団員と常備消防との間で活発な議論を重ね、現場活動に必要な装備を適宜導入することができている。

※常備消防…市町村に設置された消防本部及び消防署（非常備消防…消防団）

施策プログラム

①消防団の機能強化

- ・ 消防団員の確保については、消防職・団員からの個別声掛け活動を広く展開するとともに、勧誘チラシの配布やポスター貼付、ホームページやSNS等を活用し広く周知、広報する。また、積極的に地域の行事やイベント等でPR活動を継続実施する。
- ・ 消防団の機能強化については、今後も常備消防から各種の研修や訓練機会を提供しながら、消防団装備の調査研究を協力して重ね、必要な装備を必要な分団へ配備する。

2-2 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺、大規模な自然災害と感染症との同時発生

2-2-1 保健所との連携強化

脆弱性評価

①防疫対策

【現 状】

- ・「石狩市地域防災計画」に基づく、被災時における適切な防疫活動を実施している。
- ・予防接種を適正に実施している。
- ・災害時応援協定に基づく支援体制を確保している。
- ・市の防疫活動に係る資材備蓄状況は次のとおり。

| | | |
|---|---|--|
| 簡易トイレ 使い捨てマスク 使い捨てエプロン 塩素系漂白剤 バケツ | マンホールトイレ 使い捨てゴム手袋 ペーパータオル 雑巾 災害用テント | フェイスシールド 使い捨てガウン 手指消毒剤 サージカルマスク |
|---|---|--|

【評 価】

- ・被災時における検病調査や健康診断は、北海道が編成する検病調査班と連携し実施することから、連携体制の強化を図る必要がある。
- ・被災者への感染症予防に関する知識の普及や予防接種未接種者への勧奨による、感染症の発生・まん延防止対策が必要である。

施策プログラム

①防疫対策

- ・災害時における健康診断について、検病調査班との円滑な実施体制を確保するため、北海道との研修や訓練等の取組強化に努める。
- ・災害時における感染症の発生・まん延等を防止するため、平時から感染症予防に関する知識の普及啓発を行う。

【指 標】

| 指 標 | 現状値 | 目標値 |
|----------------|------------|-----------|
| 麻しん・風しんワクチン接種率 | 92.1% (R6) | 95% (R12) |

2-2-2 災害時における福祉的支援

脆弱性評価

①福祉避難所における人的、物的支援の充実

【現 状】

- ・福祉避難所（3ヶ所）を設置・運営している。

【評 価】

- ・高齢者、障がい者等の要配慮者の安全性を確保するため、引き続き福祉避難所の設置・運営に必要な人的、物的支援の確保に努める必要がある。

施策プログラム

①福祉避難所における人的、物的支援の充実

- ・高齢者、障がい者等の要配慮者の安全性を確保するため、民間施設とも連携し、福祉避難所の設置・運営に必要な人的、物的支援の確保に努める。

【指 標】

| 指 標 | 現状値 | 目標値 |
|---------------|-------------|--------------|
| 福祉避難所避難訓練実施回数 | 0回（R2～R6累計） | 2回（R8～R12累計） |

2-3 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

2-3-1 物資供給等に係る連携体制の整備

脆弱性評価

①災害時応援協定の締結促進

[現 状]

- ・ 行政機関との協定締結状況は次のとおり。

| | |
|------------------------------|-----|
| 食料、飲料の供給に関する協定 | 5 件 |
| (北海道及び市町村相互：増毛町、輪島市、札幌市、恩納村) | |
| 生活物資の供給に関する協定 | 4 件 |
| (北海道及び市町村相互：増毛町、輪島市、恩納村) | |

- ・ 民間企業等との協定締結状況は次のとおり（重複している企業有）。

| | |
|-------------------|------|
| 食料、飲料の供給に関する協定 | 42 件 |
| 生活物資の供給に関する協定 | 23 件 |
| 建設機械、資材等の供給に関する協定 | 5 件 |
| 燃料の供給に関する協定 | 9 件 |
| 物資運搬に関する協定 | 13 件 |
| 情報伝達に関する協定 | 34 件 |
| 防災資器材供給に関する協定 | 6 件 |
| 避難所施設の提供に関する協定 | 20 件 |

[評 価]

- ・ 物資供給をはじめ、医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策に必要な各分野において、北海道及び各市町村、民間企業、団体等との間で応援協定を締結しているが、これらの協定の実効性を確保するためにも、平時から協力関係を構築する必要がある。

施策プログラム

①災害時応援協定の締結促進

- ・ 応援協定の実行性を確保するためにも、平時から協力関係を構築し、対応のプロセス確認しつつ、今後も災害時に有効な新たな応援協定について、民間団体等との締結を促進する。

【指 標】

| 指 標 | 現状値 | 目標値 |
|------------|------------|-----------------------|
| 災害時応援協定締結数 | 104 件 (R7) | ↑ (R12 時点で R6 より増) |

2-4 避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生

2-4-1 避難所等の指定・整備・普及啓発

脆弱性評価

①指定緊急避難場所・指定避難所の指定・整備

[現 状]

- ・指定緊急避難場所 89 か所、指定避難所 39 か所（指定緊急避難場所の内数）を指定している。
- ・令和 4 年に改訂した石狩市地区防災ガイド及び防災マップを配布するとともに、石狩市行政情報ポータル「いしポ」や市のホームページ上で各地区の避難所や避難経路等を周知している。

[評 価]

- ・災害時の避難場所として活用される公共施設や学校、公園等について、地域の実情に応じた施設整備を計画的に推進する必要がある。
- ・防災訓練の実施や石狩市行政情報ポータル「いしポ」の登録、防災マップの配布等、各地区の避難所や避難経路等を周知する必要がある。

②福祉避難所の指定等

[現 状]

- ・福祉避難所（4 か所）を指定している。

[評 価]

- ・高齢者、障がい者等の要配慮者の安全性が確保されるよう、福祉避難所として活用できる福祉施設等の確保に努める必要がある。

③広域避難を実施する際の手順や留意点等を検討

[現 状]

- ・北海道等と広域避難に係る協定を締結している。

[評 価]

- ・被災市町村内で生活環境の整った避難所が十分に確保出来ない場合に実施する広域避難について、国の検証や制度改正の動きを踏まえつつ、広域避難を実施する際の手順や留意点等を検討する必要がある。

施策プログラム

①指定緊急避難場所・指定避難所の指定・整備

- ・災害時の避難場所として活用される公共施設や学校、公園等について、地域の実情に応じた施設整備であることを適宜確認する。
- ・防災訓練の実施や防災マップの配布等、各地区の避難所や避難経路等を周知し、地域の防災力向上を図る。

②福祉避難所の指定等

- ・高齢者、障がい者等の要配慮者の安全性が確保されるよう、民間施設とも連携し、福祉避難所として

活用できる施設の確保に努める。

③広域避難を実施する際の手順や留意点等を検討

- ・被災市町村内で生活環境の整った避難所が十分に確保出来ない場合に実施する広域避難について、国の検証や制度改正の動きを踏まえつつ、広域避難を実施する際の手順や留意点等を検討する。

【指 標】

| 指 標 | 現状値 | 目標値 |
|----------|-----------|------------|
| 福祉避難所指定数 | 4 か所 (R7) | 5 か所 (R12) |

2-4-2 避難所等の生活環境の改善、健康への配慮

脆弱性評価

①避難所等の生活環境の改善

[現 状]

- ・避難所生活の環境向上のため、エアーマットやパーティションテント等を備蓄している。

[評 価]

- ・災害時の避難場所として活用される公共施設等について、寒さや暑さ対策を含め地域の実情に応じた施設整備を計画的に促進する必要がある。

②被災地域の衛生環境維持対策

[現 状]

- ・避難所等の衛生管理のため塩素系漂白剤、フェイスシールド、手指消毒剤等を備蓄している。

[評 価]

- ・引き続き避難所の衛生環境向上のため、衛生管理体制の整備や消毒液等の資材整備を継続する必要がある。

施策プログラム

①避難所等の生活環境の改善

- ・生活環境向上のため、健康面に配慮した食事の提供、寒さや暑さに対する備蓄品の整備を促進する。

②被災地域の衛生環境維持対策

- ・引き続き避難所の感染症拡大防止対策として、滞水地域における迅速・適切な処置を含め、防疫活動に要する資材の計画的な備蓄を継続する。

【指 標】

| 指 標 | 現状値 | 目標値 |
|-----------------|------------|-------------|
| パーティションテントの備蓄数量 | 578 (R7) | 613 (R12) |
| エアーマットの備蓄数量 | 3,352 (R7) | 9,333 (R12) |

2-4-3 積雪寒冷を想定した避難所等の対策

脆弱性評価

①防寒用品等の資機材の確保

【現 状】

- ・市内各避難所に、ポータブルストーブや毛布、エアーマット等の防寒対策用資機材を備蓄している。

防寒対策用資機材の備蓄状況：ポータブルストーブ・カイロ・スリッパ
毛布・アルミブランケット
エアーマット

【評 価】

- ・防寒対策用資機材の追加配備や防寒対策用資機材の提供に係る災害時応援協定の締結を推進し、避難所における防寒対策を推進する必要がある。

②厳冬期に応じた避難訓練や避難所運営訓練、防災教育を通じた普及啓発

【現 状】

- ・冬季における避難所訓練を実施している。

【評 価】

- ・厳冬期特有のリスクを想定した避難訓練や避難所運営訓練、防災教育を通じた普及啓発を促進する必要がある。

施策プログラム

①防寒用品等の資機材の確保

- ・防寒対策用資機材の追加配備や防寒対策用資機材の提供に係る災害時応援協定の締結を推進し、避難所における防寒対策を推進する。

②厳冬期に応じた避難訓練や避難所運営訓練、防災教育を通じた普及啓発

- ・厳冬期特有のリスクを想定した避難訓練や避難所運営訓練、防災教育を通じた普及啓発を促進する。

【指 標】

| 指 標 | 現状値 | 目標値 |
|------------------|---------|----------|
| 防寒対策用資機材の提供に係る協定 | 2件 (R7) | 5件 (R12) |

3 行政機能の確保

3-1 市内外における行政機能の低下や警察機能の低下による治安の悪化、社会の混乱

3-1-1 災害対策本部機能等の強化

脆弱性評価

①災害対策本部設置訓練の実施

【現 状】

- ・ 発災を想定した災害対策本部設置や情報伝達等の訓練を実施している。

【評 価】

- ・ 職員参集や報道対応、避難所運営等の訓練を通じて、災害対策各班の連携強化や災害時の事務分掌の見直しを行い、職員の災害対応能力の向上を図る必要がある。

②災害対策上重要な公共施設の機能確保

【現 状】

- ・ 本庁舎及び厚田支所、浜益支所、りんくる、花川南コミュニティセンターについては、72 時間（花川南コミュニティセンターは 10 時間）以上稼働可能な自家発電設備に更新済である。
- ・ 石狩消防署については、72 時間稼働可能な自家発電設備に更新済である。

【評 価】

- ・ 本庁舎及び厚田支所、浜益支所、りんくる、花川南コミュニティセンターの自家発電設備の整備が完了しており、今後も災害対策上重要な公共施設について整備を継続する必要がある。

施策プログラム

①災害対策本部設置訓練の実施

- ・ 災害対策本部の機能強化に向け、定期的の実動訓練を実施し、災害対応業務内容、情報収集、連携方法等の検証を行う。

②災害対策上重要な公共施設の機能確保

- ・ 本庁舎及び厚田支所、浜益支所、りんくる、花川南コミュニティセンターの自家発電設備の整備が完了しており、今後も災害対策上重要な公共施設について整備を継続する。

【指 標】

| 指 標 | 現状値 | 目標値 |
|------------------|-----------|------------|
| 公共施設非常用自家発電設備整備数 | 5 か所 (R7) | 8 か所 (R12) |

3-1-2 行政の業務継続体制の整備

脆弱性評価

①石狩市業務継続計画に基づく訓練の実施、検証

【現 状】

- ・令和7年4月に「石狩市業務継続計画（BCP）－地震災害対策編－」を改定している。

【評 価】

- ・「業務継続計画」に即した行動手順の点検や、訓練の実施と検証が必要である。

②情報システムの機能維持

【現 状】

- ・平成26年度に石狩市ICT-BCPを策定し、月次及び年次で記載内容の点検を行い、随時内容を更新している。（最終更新：令和7年7月、第9.3版）

【評 価】

- ・引き続きICT-BCPの点検を行いながら、情報システムの機能維持に努める必要がある。

施策プログラム

①石狩市業務継続計画に基づく訓練の実施、検証

- ・災害時においても各部局の機能を維持し被害の影響を最小限にとどめ、災害応急活動及びそのほかの行政サービスについて、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じ、全ての業務が早期に再開できるよう、業務継続計画の点検や訓練の実施、検証を行うなど、災害対応力の維持・向上を図る。

②情報システムの機能維持

- ・石狩市ICT-BCPに基づき、すでに構築している情報システムの機能維持のための体制について維持するとともに、計画の月次・年次の点検及び更新を継続する。

3-1-3 応援・受援体制の整備

脆弱性評価

①広域応援及び受援体制の整備

【現 状】

- ・ 広域応援に関する自治体間の協定については「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」や「北海道広域消防相互応援協定」等を締結している。
- ・ 受援体制整備のため受援計画を策定している。

【評 価】

- ・ 災害時における広域的な支援体制の強化に向け、石狩市地域防災計画に広域応援及び受援計画について記載済みである。

施策プログラム

①広域応援及び受援体制の整備

- ・ 災害時における広域的な支援体制の強化に向け、石狩市地域防災計画に広域応援・受援計画について記載済みであり、他の自治体等への支援及び受援を円滑に実施できる体制を整備する。

3-1-4 政府機能等のバックアップ

脆弱性評価

①行政情報のバックアップ機能を担う民間データセンターの立地促進

[現 状]

- ・国内企業で初めてガバメントクラウドに条件付きで認定されたデータセンターが、市内に立地している。

[評 価]

- ・引き続き国内のデータセンターの地方分散を担うエリアとして、積極的な立地促進を進める必要がある。

施策プログラム

①行政情報のバックアップ機能を担う民間データセンターの立地促進

- ・データセンターのさらなる誘致に加え、地域ブランディングを進める。

4 経済活動の機能維持

4-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞、コンビナート等の被災に伴う有害物質等の流出

4-1-1 リスク分散を重視した企業立地等の促進

脆弱性評価

①石狩湾新港地域における企業誘致

[現 状]

- ・北海道日本海側の物流拠点である石狩湾新港の背後に広がる石狩湾新港地域には、物流業、製造業のほか、IT関連、エネルギー関連など多様な業種の立地が進み、北海道最大の産業空間を形成しており、北海道のサプライチェーン機能の一角を担っている。
- ・北海道日本海側における災害リスクの低さや、札幌圏の人材供給力等が評価されており、特にリスク分散のための新規立地の適地として、高い評価を受けている。

[評 価]

- ・誘致対象企業及び既立地企業等に対し、リスク分散の適地としての地域特性を周知し、立地に向けた取組を推進する必要がある。
- ・地域の核となるような防災機能を備えた複合施設の誘致・建設を検討する必要がある。

②データセンターの集積等に向けた情報通信インフラ環境の整備

[現 状]

- ・本市は大手通信会社の国内海底ケーブルの陸揚地となっており、陸揚地から事業者の拠点まで大容量回線を敷設するためのコスト削減が可能であることや、通信時間の遅延を最小限にできるというメリットがあり、IT産業の集積地としての適性を有する。

[評 価]

- ・通信事業者やIT関連事業者と連携し、地域のインフラ環境の整備を進める必要がある。

施策プログラム

①石狩湾新港地域における企業誘致

- ・引き続き誘致対象企業及び既立地企業等に対し、リスク分散の適地としての地域特性を周知し、立地に向けた取組を推進する。
- ・地域の核となるような防災機能を備えた複合施設の誘致・建設を推進する。

②データセンターの集積等に向けた情報通信インフラ環境の整備

- ・引き続き通信事業者やIT関連事業者と連携し、地域のインフラ環境の整備を進める。

4-1-2 企業の業務継続体制の強化

脆弱性評価

①業務継続計画の策定促進に係る普及啓発

[現 状]

- ・「平成30年北海道胆振東部地震」や「令和6年能登半島地震」の経験を踏まえ、事業所は従業員や施設利用者の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献等、災害時に果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるとされている。

[評 価]

- ・関係機関と連携した企業の業務継続計画の策定が必要である。

施策プログラム

①業務継続計画の策定促進に係る普及啓発

- ・災害時における業務継続体制を強化するため、関係機関と連携しながら業務継続計画の普及啓発を行い、企業における計画策定を促進する。

4-1-3 被災企業等への金融支援

脆弱性評価

①被災した中小企業への金融支援策

[現 状]

- ・国や北海道が実施する各種金融支援制度を周知している。
- ・被災企業への「石狩市中小企業特別融資資金事業」による貸付及び「石狩市中小企業特別融資貸付金利子補助金交付事業」による利子補助を実施している。

[評 価]

- ・国や北海道では、災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るための金融支援を実施しており、引き続きこうしたセーフティネット策を確保する必要がある。

施策プログラム

①被災した中小企業への金融支援策

- ・引き続き災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業等の早期復旧と経営安定を図るため、被災企業への金融支援等のセーフティネットの周知を推進する。

4-2 市外との基幹交通の機能停止による物流・人流への甚大な影響

4-2-1 港湾の機能強化

脆弱性評価

①石狩湾新港の機能強化

[現 状]

- ・石狩湾新港については、北海道・小樽市・石狩市で構成されている石狩湾新港管理組合が管理を行っている。
- ・石狩湾新港の機能強化の必要性については北海道強靱化計画に掲載されており、「石狩湾新港港湾計画」に基づき、計画的な港湾施設の整備を実施している。
- ・石狩湾新港管理組合と整備及び管理状況に関して情報共有を行っている。

[評 価]

- ・「石狩湾新港港湾計画」に基づく整備が行われているか把握する必要がある。
- ・災害時に互いに連携して対応出来るよう、平時から石狩湾新港管理組合との情報共有など連携強化を図る必要がある。

施策プログラム

①石狩湾新港の機能強化

- ・「石狩湾新港港湾計画」に基づく整備が行われているか把握する。
- ・災害時に互いに連携して対応出来るよう、平時から継続的に情報を共有する。

4-3 食料の安定供給の停滞

4-3-1 食料生産基盤の整備

脆弱性評価

①食料生産基盤の整備

[現 状]

- ・ 令和3年度に「石狩市農業振興計画」、「石狩市漁業振興計画」を策定している。
- ・ 将来の担い手の育成確保のため、担い手支援助成を実施している。
- ・ 国や道の事業を活用した生産基盤の整備や、道の管理施設である漁港施設について整備要望を実施している。
- ・ 多面的機能支払交付金等を活用した農地、農業水利施設の維持管理を実施している。

[評 価]

- ・ 本市の農水産業は高い食料供給力をもっており、平時はもとより大規模災害時においても、食料供給を安定的に行うという役割を担うことが求められることから、既存施設の老朽化対策を含め、農地や農業水利施設、漁港施設等の生産基盤の整備を推進する必要がある。
- ・ 農業の担い手不足による地域農業の衰退や遊休農地の発生を招かないよう、多様な担い手を育成確保する必要がある。
- ・ 漁業の担い手確保のため、水産高校や北海道漁業就業支援協議会と連携し、受入れ環境を整備する必要がある。

②野生鳥獣による農作物及び森林被害の防止対策

[現 状]

- ・ 1年を通して長期間にわたり野生鳥獣が出没するようになり、中山間地域において被害が増加している。
- ・ 農作物をはじめとして樹皮の食害が森林のみならず果樹園や農地でも発生しており、食料の安定供給に影響を及ぼすことが危惧される。

[評 価]

- ・ 農地の手前となる国有林内において、銃器、くくりわな、囲いわなを用いた駆除を引き続き実施する必要がある。
- ・ わなによる効果的な捕獲を検討するとともに、若手狩猟者の育成に努める必要がある。

施策プログラム

①食料生産基盤の整備

- ・ 安定した食料供給機能を維持できるよう、耐震化等の防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設、漁港施設等の生産基盤の整備を推進する。
- ・ 農水産業の生産力を確保するため、経営安定対策や就業支援をはじめとした担い手確保対策など、持続的な農水産業経営に資する取組を推進する。
- ・ 市内の漁港施設については北海道の管理施設であるため、引き続き整備要望を実施する。

②野生鳥獣による農作物及び森林被害の防止対策

- ・ 農地の手前となる国有林内において、銃器、くくりわな、囲いわなを用いた駆除を引き続き実施する。

- ・わなによる効果的な捕獲を検討するとともに、若手狩猟者の育成に努める。

【指 標】

| 指 標 | 現状値 | 目標値 |
|----------------|----------------|-----------------------|
| 多面的機能支払事業の取組面積 | 2,795ha (R7) | → (R13) |
| 漁業取扱高 | 2,620 百万円 (R6) | ↑ (R12 時点で R6 より増) |
| 漁業就業者数 | 171 人 (R5) | → (R12 時点で R6 より増) |

4-3-2 地場産品の販路拡大

脆弱性評価

①地場産品の知名度向上や加工品開発

【現 状】

- ・「JAさっぽろ地物市場とれのさと」や朝市、道の駅石狩「あいろ一ど厚田」での直売や情報サイトの活用による石狩ブランドの発信、醸成を行い、地場特産品の知名度向上及び販路拡大への取組を実施している。
- ・魚介類については大半が道内向け、一部が首都圏や海外向けに出荷されている。
- ・「新石狩ブランドスタートアッププロジェクト（石狩市産業活性化連携会議）」において、ブランド化戦略の検討、石狩産品の知名度向上、販路拡大を目的としたセミナー開催等の取組を実施している。

【評 価】

- ・大規模災害時における食料の安定供給に対応するためには、平時から生産量を確保することが必要であり、地産地消の推進や食のブランド化、高付加価値化に向けた取組等を通じて、農水産物や加工食品の販路拡大を推進する必要がある。

施策プログラム

①地場産品の知名度向上や加工品開発

- ・大規模災害時における食料の安定供給に対応するためには、平時から販路の開拓・拡大等により生産量を確保することが必要であることから、地産地消の推進や食のブランド化、首都圏等への出荷や高付加価値化に向けた取組等を通じ、農水産物や加工食品の販路拡大を推進する。

【指 標】

| 指 標 | 現状値 | 目標値 |
|----------|----------------|----------------|
| 地場特産品販売額 | 8.9億円（R2～R6累計） | 10億円（R8～R12累計） |

4-3-3 生鮮食料品の流通体制の確保

脆弱性評価

①生鮮食料品の流通体制の確保

[現 状]

- ・「JAさっぽろ地物市場とれのさと」を、いしかり災害時対応ファーマーズ・マーケットに認定（平成30年度）している。
- ・札幌市農業協同組合との災害時の食材提供等に関する協定を締結している。

[評 価]

- ・国では、不作時等の緊急時に備えるため、米等の主要穀物の備蓄を行っているが、災害時には米以外の農産物の供給も課題となることから、こうした事態に備え、生鮮食料品の流通体制を確保し、迅速かつ円滑な供給に資する取組を進める必要がある。

施策プログラム

①生鮮食料品の流通体制の確保

- ・平時、災害時問わず生鮮食料品の安定供給を確保するため、卸売市場及び業者間の相互応援体制の強化や関係機関との連携体制の整備を推進する。

4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

4-4-1 森林の整備・保全

脆弱性評価

①森林の整備・林道整備

[現 状]

- ・森林の持つ多面的機能を発揮させるため「石狩市森林整備計画」及び「森林経営計画」に基づき、市有林の伐採・植林による森林の造成、下刈り・間伐による森林の保育など計画的な森林整備や林道整備を実施している。

[評 価]

- ・大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する必要がある。

施策プログラム

①森林の整備・林道整備

- ・大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊等の山地被害を防止するため、引き続き造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を推進する。

4-4-2 農地・農業水利施設等の保全管理

脆弱性評価

①農地・農業水利施設等の保全管理

【現 状】

- ・ 農業用灌がい設備（高岡地区、聚富地区）の保全を行っている。
- ・ 多面的機能支払交付金等を活用した農地、農業水利施設の維持管理について実施している。

多面的機能支払交付金 活動組合数：7組合
中山間地域等直接支払交付金 活動組合数：7組合

【評 価】

- ・ 災害時の農業生産体制の維持と農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など多面的機能を維持するため、地域の共同活動等による農地の適正な管理及び農業水利施設等の保全に努める必要がある。

施策プログラム

①農地・農業水利施設等の保全管理

- ・ 災害時の農業生産体制の維持と農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など多面的機能を維持するため、地域の共同活動等による農地の適正な管理及び農業水利施設等の保全に努める。

【指 標】

| 指 標 | 現状値 | 目標値 |
|------------------|----------|--------|
| 農地・農業水利施設保全管理組合数 | 14組合（R7） | →（R12） |

5 情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保

5-1 通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶

5-1-1 関係機関の情報共有化

脆弱性評価

①災害時における情報連絡体制の確保

[現 状]

- ・ 防災行政無線（移動系）や衛星携帯電話等の通信機器の整備を行っている。

通信機器の保有状況：防災行政無線（移動系） 66 台
衛星携帯電話 3 台、MCA無線 8 台

- ・ 防災情報共有システムを導入し運用している。

全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Em-Net（緊急情報ネットワークシステム）
北海道総合行政情報ネットワーク、北海道防災情報共有システム
災害情報共有システム（L-ALERT）

[評 価]

- ・ 防災行政無線や衛星携帯電話等の適正な管理が必要である。
- ・ 災害時における情報収集、伝達に関する関係機関等との連携が必要である。
- ・ 防災行政無線（移動系）、アナログ無線、MCA無線についてはいずれ使用できなくなるため、代替方法の検討が必要である。
- ・ 防災情報共有システムの有効活用が必要である。

施策プログラム

①災害時における情報連絡体制の確保

- ・ 災害時における情報連絡体制を確保するため、防災行政無線や衛星携帯電話等の計画的な更新や定期的な動作確認など、適正な管理を推進する。
- ・ 災害現場や避難所、関係機関等との迅速かつ的確な情報収集、伝達体制を整備する。
- ・ アナログ無線やMCA無線の代替方法について検討する。
- ・ 防災情報共有システムの効果的な運用による情報収集を推進する。

5-1-2 住民等への情報伝達体制の強化

脆弱性評価

①避難勧告等の判断・伝達マニュアルの整備

【現 状】

- ・国のガイドラインが改定されたことから、令和6年4月に避難勧告等の判断・伝達マニュアルの改定を実施している。

【評 価】

- ・災害時に住民が安全な避難行動をとれるよう、国の避難勧告等に関するガイドラインの改定があった場合には避難勧告等の判断・伝達マニュアルの見直しや各種災害に係る避難勧告等の発令基準の改定を行う必要がある。

②情報伝達手段の多様化

【現 状】

- ・石狩市行政情報ポータル「いしポ」、防災行政無線（アナログ、デジタル）、石狩市メール配信サービス、石狩市公式X（旧：Twitter）、石狩市ホームページ、エリアメール、北海道防災情報共有システム、広報車などを活用し、情報発信している。
- ・情報提供サービス登録件数は次のとおり（R7.9時点）。

| | |
|---------------------|---------|
| 石狩市メール配信サービス（防災情報） | 2,694 件 |
| 石狩市公式ツイッター（防災アカウント） | 2,334 件 |
| 石狩市行政情報ポータル「いしポ」 | 1,293 件 |
| 緊急情報電話配信サービス | 46 件 |

【評 価】

- ・様々な情報提供サービスを活用し、周知を図る必要があるほか、サービスへの登録件数を増やす必要がある。

施策プログラム

①避難勧告等の判断・伝達マニュアルの整備

- ・災害時に住民が安全な避難行動をとれるよう、国の避難勧告等に関するガイドラインの改定を踏まえた避難勧告等の判断・伝達マニュアルの見直しを行い、各種災害に係る避難勧告等の発令基準の改定を促進する。

②情報伝達手段の多様化

- ・情報伝達手段について見直しを図るとともに、多様化を推進する。
- ・石狩市行政情報ポータル「いしポ」について周知し、登録件数を増やす。

【指 標】

| 指 標 | 現状値 | 目標値 |
|----------------------|-------------|-----------------------|
| 石狩市メール配信サービス（防災）登録件数 | 2,694 件（R7） | ↑ （R12 時点で R7 より増） |

| | | |
|---|------------|--------------------|
| 石狩市公式X（旧：Twitter）（防災） 登録件数 | 2,334件（R7） | ↑ （R12時点でR7より増） |
| 石狩市行政情報ポータル「いしぽ」 を利用した防災啓発等に関する情報 発信の回数 | - | 50回 （R8～R12累計） |
| 石狩市行政情報ポータル「いしぽ」 の登録件数 | 1,293件（R7） | ↑ （R12時点でR7より増） |

5-1-3 外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策

脆弱性評価

①外国人、観光客等の要配慮者対策

[現 状]

- ・外国人の安全を確保するため、地区防災ガイドや防災マップを多言語（3か国語）で制作したほか、避難所となる施設に多言語（5か国語）で表記した避難所看板を設置しており、また、石狩市行政情報ポータル「いしポ」を多言語対応としている。
- ・観光客等に確実に避難情報を伝達するため、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等の手段を活用している。
- ・海浜地での迅速かつ確実な情報伝達を確保するため、防災行政無線、津波フラッグ（世界共通の模様ユニフォーム旗）、広報車等の多様な伝達手段を活用している。
- ・道の駅石狩「あいろーど厚田」は、日本政府観光局（JNTO）による外国人観光案内所認定制度の認定を受け、外国人を含む観光客に対し多言語で観光情報を提供している。

[評 価]

- ・災害発生時において、外国人を含む観光客の安全を確保し、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導などを行うため、多言語による災害情報の提供や相談窓口の強化など、関係機関と連携した受入体制を整備する必要がある。
- ・災害時も含め外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、英語表記やピクトグラム表記の道路案内標識等を整備する必要がある。
- ・災害発生に備えて、NPO法人石狩国際交流協会が運営している「いしかりにほんごサロンはーとふる」において、防災をテーマにした内容の学習会を行うなど外国人に対する取組を行う必要がある。

②避難行動要支援者対策

[現 状]

- ・避難行動要支援者の対象者については「避難行動要支援者名簿」により管理しており、毎年4月時点の対象者について関係所管から報告を受け、また死亡・転居等の情報を更新している（令和7年4月時点の避難行動要支援者数：2,338名）。
- ・「避難行動要支援者名簿」は平時提供の合意を受けた者に限り、警察、消防、社会福祉協議会、民生委員、町内会長と情報共有を図っている。

[評 価]

- ・「避難行動要支援者名簿」に基づき、関係機関や町内会等と連携して避難者ごとの個別計画を策定していく必要がある。

施策プログラム

①外国人、観光客等の要配慮者対策

- ・外国人への多言語支援を迅速かつ適切に行うため、民間と連携した支援体制の検討を進める。
- ・外国人を含む観光客に対する情報伝達体制を強化するため、SNS等を利用した情報発信、宿泊施設等の観光関連施設におけるソフト面の防災対策など、災害時における外国人や観光客の安全確保に向けた取組を推進する。
- ・災害時も含め外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、道路案内標識の英語表記やピクトグ

ラム表記を推進するとともに、観光地における案内表示等の多言語化を促進する。

②避難行動要支援者対策

- ・「避難行動要支援者名簿」に基づき、関係機関や町内会などと連携して避難者ごとの個別計画の策定を進める。

5-1-4 帰宅困難者対策の推進

脆弱性評価

①帰宅困難者対策

[現 状]

- ・暴風雪によって国道、道道、市道が通行止めとなった場合、必要に応じ石狩市行政情報ポータル「いしほ」や石狩市公式LINE、石狩市公式X（旧：Twitter）、メール配信サービスでの通知を予定しているほか、周辺町内会、自治会長へ連絡しており、ドライバーの安全確保のために臨時避難所として近隣公共施設の提供を検討している。
- ・災害の発生等により交通が途絶した際に、徒歩帰宅者に対し給油所を一時休憩場所として提供、飲料水、トイレの提供、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等の提供について定めた「災害時における徒歩帰宅困難者支援に関する協定」を市内ガソリンスタンド24店舗と締結している。

[評 価]

- ・気象情報、道路の通行止めや交通機関の運休状況、一時避難場所等に関する情報を迅速に周知する必要がある。
- ・協定締結先との連絡体制の整備を継続する必要がある。

施策プログラム

①帰宅困難者対策

- ・災害時における帰宅困難者対策として、必要な情報を迅速に、多様な媒体を通じて周知できるよう連絡体制を強化するとともに、民間企業との連携による帰宅困難者支援の取組を促進する。
- ・協定締結先との連絡体制の整備を継続する。

5-1-5 地域防災活動、防災教育の推進

脆弱性評価

①自主防災組織での防災訓練の実施及び石狩市防災マスター登録の推進

【現 状】

- ・ 自主防災組織の結成率：72.7%（121 町内会中 88 町内会（組織数 73））。
- ・ 石狩市防災マスターの状況 登録者数：43 名（令和 7 年度）。

【評 価】

- ・ 地域における「自助」「共助」の取組みの重要性に関する意識の啓発と防災力の向上が必要である。
- ・ 地域の防災力向上のためには、自主防災組織の活用による継続的な防災訓練の実施とそれを指導する石狩市防災マスターの確保・育成が求められる。

②防災教育の推進

【現 状】

- ・ 市内全校で避難訓練を実施しているほか、警察等の協力を得ながら交通安全教室や防犯教室を開催している。
- ・ 地域学校協働活動において、地域と学校が一体となり防災学習を実施している。

【評 価】

- ・ こどもたちが安全に関する必要知識や危険予測能力・危険回避能力を身につけられるよう、発達段階に応じた防災教育を実施する必要がある。

施策プログラム

①自主防災組織での防災訓練の実施及び石狩市防災マスター登録の推進

- ・ 自主防災組織が防災活動に必要な知識及び技術を習得し、災害時に適切な措置をとることができるようにするため、継続的な防災訓練の実施を推進する。
- ・ 「石狩市防災マスター連絡会」の防災技術に関する研修を定期的実施し、石狩市防災マスターの防災力の向上に努め、自主防災組織による訓練に積極的に参加することにより、地域防災力の強化に取り組む。

②防災教育の推進

- ・ 市内全校において避難訓練を実施するほか、関係機関や地域の協力を得ながら交通安全教室や防犯教室、防災学習等を積極的に開催し、こどもたち自身で自分の身を守る意識が根付くよう、継続的に防災意識の啓発を図る。

【指 標】

| 指 標 | 現状値 | 目標値 |
|---------------|-----------|-----------------------|
| 自主防災訓練活動実施団体数 | 49 団体（R7） | ↑ （R12 時点で R7 より増） |
| 石狩市防災マスター登録者数 | 43 人（R7） | ↑ （R12 時点で R7 より増） |

5-2 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

5-2-1 再生可能エネルギーの導入拡大

脆弱性評価

①再生可能エネルギーの導入拡大

[現 状]

- ・本市は産業集積規模が道内最大の産業空間(石狩湾新港地域)を有し、道内日本海側の拠点的な港湾機能や風力発電やバイオマス発電等の再生可能エネルギーの導入地として高いポテンシャルを有する。
- ・工業団地内において再生可能エネルギー由来の電力のみで事業を実施する石狩版地域循環共生圏の構築を検討している。
- ・再生可能エネルギーを活用し、停電時でも港湾や避難所を含めた公共施設の機能を維持できる仕組みの実装・検討をしている。
- ・その他、新規プロジェクトの誘致・開発を総合的に検討している。

[評 価]

- ・災害時における港湾等の機能維持や、電力全量の再エネ化が可能なエリアづくりに向けて、引き続き関係機関や民間事業者と連携・協力し推進する必要がある。

施策プログラム

①再生可能エネルギーの導入拡大

- ・一般送配電システムの停電時にも独立した電力供給が可能な、再生可能エネルギーを活用したマイクログリッドの構築を推進する。
- ・再生可能エネルギーを活用し、マイクログリッドの構築や水素技術の導入を目指すことによって、停電時における避難所機能を維持するほか、水素社会実現に向けた取組を推進する。
- ・本市の地域特性を活かした再生可能エネルギー関連プロジェクトの誘致や開発を展開する。

5-2-2 電力基盤等の整備

脆弱性評価

①新エネや省エネの企業及び市有施設への利用拡大

[現 状]

- ・石狩湾新港地域のうち、100haを「REゾーン」と設定しており、エリア内に立地する施設に地域産再エネを100%供給することを目指している。
- ・公共施設を新たに建設する場合、新エネや省エネの導入を率先して推進している。

[評 価]

- ・地域でつくられた再エネを活用するデータセンターの立地が進んでいる。今後も脱炭素を看板とした企業誘致による地域ブランディングを続け、再エネの需要家となる企業を誘致する必要がある。
- ・公共施設を新たに建設する場合、新エネや省エネの導入を率先して推進する必要がある。

施策プログラム

①新エネや省エネの企業及び市有施設への利用拡大

- ・引き続き脱炭素を看板とした企業誘致による地域ブランディングを続け、再エネの需要家となる企業を誘致する。
- ・公共施設を新たに建設する場合、新エネや省エネの導入を率先して推進する。

5-2-3 多様なエネルギー資源の活用

脆弱性評価

①エネルギー構成の多様化を推進

[現 状]

- ・石狩湾新港地域を中心に、多様な電源が集積している。洋上風力発電や陸上風力発電、太陽光発電、木質バイオマス発電等の再生可能エネルギー電源に加え、小樽市域側にはLNG火力発電所がある。

[評 価]

- ・国が脱炭素化の「切り札」として捉える洋上風力発電を推進するほか、石狩湾新港地域で計画されているLNG火力発電所での水素混焼などにも注目し、地域内でのエネルギーの有効活用策を検討する必要がある。

施策プログラム

①エネルギー構成の多様化を推進

- ・引き続き洋上風力や、LNG火力発電所での水素混焼等の動きを注目し、地域内での有効活用策の検討を続ける。

【指 標】

| 指 標 | 現状値 | 目標値 |
|----------------|--------------|---------------|
| エネルギー関連企業新規立地数 | 4件 (R2～R6累計) | 3件 (R8～R12累計) |

5-2-4 石油燃料供給の確保

脆弱性評価

①石油燃料等供給の確保

[現 状]

- ・ 災害時応援協定を締結している（ガソリン：7件、LP：2件）。

災害時における緊急車両等への燃料の優先給油
災害対策上重要な施設、避難所、医療機関、要配慮者施設等への燃料の優先提供
避難場所等へのLPガスの供給及び供給に必要な関連機器の設置工事
LPガス及び簡易コンロ、その他LPガスの供給に必要な物資・器具の提供

- ・ 自家発電機を備え災害時に燃料供給を継続できるサービスステーション（SS）

国指定の「住民拠点SS」 5箇所
北海道指定の「北海道地域サポートSS」 11箇所

[評 価]

- ・ 災害時における燃料の確保に関する取組を継続する必要がある。
- ・ 災害時に給油可能なSSについて、地域に広く周知する必要がある。

施策プログラム

①石油燃料等供給の確保

- ・ 災害時応援協定締結先事業者の情報把握に努め、新たな事業者との協定締結を推進する。
- ・ 停電時においても円滑に燃料供給が可能となる、自家発電設備を整備したSSの周知を行う。

5-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

5-3-1 水道施設等の防災対策

脆弱性評価

①老朽化した管路の更新及び耐震化

【現 状】

- ・「石狩市水道施設更新計画」に基づき、重要度や老朽化度、耐用年数から優先順位を見極めながら、老朽化した管路を更新している。
- ・「石狩市上下水道耐震化計画」に基づき、急所施設と避難所等の重要施設に接続する管路の耐震化を進めている。

【評 価】

- ・人口密集地区である花川北地区の管路の老朽化が進んでおり、漏水が増加傾向にあることから、迅速な管路更新が必要である。
- ・地域防災計画における重要施設（市役所、病院、学校）に水道水を供給する管路及び、被災すると極めて大きな影響を及ぼす急所施設の耐震化を取り進める必要がある。

②浄水場、配水場、送水場の機械電気設備の更新

【現 状】

- ・「石狩市水道施設更新計画」に基づき、重要度や老朽化度、耐用年数から優先順位を見極めながら、老朽化した施設を更新している。

【評 価】

- ・老朽化した機械電気機器は、修理部品をストックしながら延命化を図るなど取り組んでいるが、老朽化施設が多くリスクマネジメントにも限界があり、適正な施設更新が必要である。

施策プログラム

①老朽化した管路の更新及び耐震化

- ・平時、災害時を問わず、安全安心な水道水の供給を確保するため、管路の更新及び耐震化を計画的に行う。

②浄水場、配水場、送水場の機械電気設備の更新

- ・安全安心な水道水の供給のため、重要度、老朽化状況を見極めながら、効率的かつ効果的な機械・電気設備更新を計画的に行う。

【指 標】

| 指 標 | 現状値 | 目標値 |
|----------|------------|-----------|
| 管路更新率 | 16.6% (R7) | 25% (R14) |
| 基幹管路耐震化率 | 61.6% (R7) | 80% (R14) |
| 配水池の耐震化率 | 91.6% (R7) | 92% (R14) |

5-3-2 下水道施設等の防災対策

脆弱性評価

①下水道管路（污水管）の耐震化対策

【現 状】

- ・「石狩市上下水道耐震化計画」に基づく避難所等の重要な施設に接続する污水管路の耐震診断を一部行っている。

【評 価】

- ・災害に強く持続可能な上下水道システムの構築のため、避難所等の重要な施設に接続する污水管路について耐震診断、耐震化対策を実施する必要がある。

②下水道施設（浄化センター等）の老朽化対策

【現 状】

- ・厚田地域の浄化センター、マンホールポンプについては、電気設備等の老朽化が進んでいる。

【評 価】

- ・下水道施設の機能を維持するため、「石狩市下水道ストックマネジメント計画」に基づく老朽化対策を実施する必要がある。

③都市の浸水対策

【現 状】

- ・局地的な大雨の増加、都市化の進展に伴う雨水の流出量増加に伴い、都市型の浸水被害のリスクが高まっている。

【評 価】

- ・下水道は都市に降った雨（内水）の排除という役割を担っており、速やかに河川に放流するため管路整備を実施する必要がある。

施策プログラム

①下水道管路（污水管）の耐震化対策

- ・「石狩市上下水道耐震化計画」に基づき避難所等の重要な施設に接続する污水管路の耐震診断及び耐震化対策、液状化によるマンホールの浮上対策等を実施する。

②下水道施設（浄化センター等）の老朽化対策

- ・「石狩市下水道ストックマネジメント計画」に基づき下水道施設の電気設備等の改築・更新を実施する。（厚田浄化センター・厚田マンホールポンプ所・望来浄化センター・望来マンホールポンプ所）

③都市の浸水対策

- ・都市の浸水防除のため雨水管整備を実施する。

【指 標】

| 指 標 | 現状値 | 目標値 |
|-------------------------|------------|-------------|
| 重要な施設に接続する汚水管路の耐震化率 | 6.0% (R7) | 26.0% (R12) |
| 下水道施設（浄化センター等）の老朽化対策実施数 | 0 (R7) | 4 (R12) |
| 雨水管整備率 | 68.2% (R7) | 69.4% (R12) |

5-4 地域交通ネットワークの機能停止とそれに伴う多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

5-4-1 交通ネットワークの整備

脆弱性評価

①地域幹線道路・緊急輸送道路のネットワーク化

【現 状】

- ・「都市計画マスタープラン」において、地域幹線道路網の整備の推進・検討について、総合交通体系の方針を示している。
- ・市内を縦横に走る国道 231 号や国道 337 号などが緊急輸送道路に位置づけられている。
- ・国道 337 号については、緊急輸送道路としてのみならず、地域高規格道路である道央圏連絡道路として道央圏の発展に大きく寄与しているものの、全線開通には至っていない。

【評 価】

- ・都市の骨格を成す地域幹線道路に関し、都市計画道路の整備が一部未了であるため、迅速に整備を進める必要がある。
- ・大規模災害時における物資供給及び救援救急活動を迅速に行うため、国道 231 号や国道 337 号をはじめとした緊急輸送道路及び当該道路と市街地を結ぶ道路網を強化する必要がある。

施策プログラム

①地域幹線道路・緊急輸送道路のネットワーク化

- ・整備が未了の都市計画道路について、関係機関との協議を進め、早期の整備完了に向けた取組を推進する。
- ・大規模災害時における物資供給及び救援救急活動を迅速に行うにあたっては、交通の分断を回避することが重要であることから、国道 231 号の越波・津波対策や国道 337 号の整備促進を国に要望するとともに、現に形成されている緊急輸送道路と市街地を結ぶ道路網について、計画的な維持・管理を促進する。

【指 標】

| 指 標 | 現状値 | 目標値 |
|-----------|------------|-------------|
| 都市計画道路整備率 | 91.6% (R7) | 93.2% (R12) |

5-4-2 道路施設の防災対策等

脆弱性評価

①道路・橋梁施設の老朽化対策

【現 状】

- ・「石狩市橋梁長寿命化修繕計画」等に基づき、老朽化した道路施設の修繕・更新を実施している。

【評 価】

- ・橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策については、通行者の安全・安心を確保するため、計画的な更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。

②道路・橋梁施設の整備

【現 状】

- ・通行者の安全・安心を確保するため、道路・橋梁施設の整備を実施している。

【評 価】

- ・道路・橋梁施設については、市内における通行者の安全・安心を確保するとともに、災害時の道路ネットワーク形成や避難路確保のため、継続的に整備を実施する必要がある。

施策プログラム

①道路・橋梁施設の老朽化対策

- ・橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策については、通行者の安全・安心を確保するため、引き続き計画的な更新を含めた適切な維持管理を推進する。

②道路・橋梁施設の整備

- ・道路・橋梁施設については、市内における通行者の安全・安心を確保するとともに、災害時の道路ネットワーク形成や避難路確保のため、引き続き整備を推進する。

【指 標】

| 指 標 | 現状値 | 目標値 |
|------------|------------------|-------------------|
| 道路施設の老朽化対策 | 6 路線 (R2～R7 累計) | 5 路線 (R8～R12 累計) |
| 橋梁施設の老朽化対策 | 21 施設 (R2～R7 累計) | 11 施設 (R8～R12 累計) |
| 道路・橋梁施設の整備 | 6 路線 (R2～R7 累計) | 2 路線 (R8～R12 累計) |

6 迅速な復旧・復興等

6-1 事前復興ビジョンや地域合意の欠如、災害廃棄物の処理、仮設住宅等の整備の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

6-1-1 市町村における市街地復興体制の強化

脆弱性評価

①事前復興まちづくり計画の策定

【現 状】

- ・事前復興まちづくり計画は未策定である。

【評 価】

- ・本市において、発生しうる災害による被災の分布や規模を想定したうえで復興後の空間を計画し、復興まちづくりの目標や実施方針、目標の実現に向けた課題、及び課題解決のための方策をとりまとめる必要がある。

施策プログラム

①事前復興まちづくり計画の策定

- ・「地域防災計画」に、復興事前準備の取組を位置付ける。
- ・「都市計画マスタープラン」に、復興事前準備の取組を位置付ける。

【指 標】

| 指 標 | 現状値 | 目標値 |
|---------------------------------|-----|------------|
| 「地域防災計画」において復興事前準備の取組を位置付け | — | 位置付け (R12) |
| 「都市計画マスタープラン」において復興事前準備の取組を位置付け | — | 位置付け (R12) |

6-1-2 災害廃棄物の処理体制の整備

脆弱性評価

①災害廃棄物の処理体制

[現 状]

- ・廃棄物処理には、処理施設の処理能力やピット容量等が大きく影響するため、災害に備えて長期的な運転計画を立て、定期的に機械等の点検整備を行い、処理能力を維持している。
- ・経年による施設の老朽化が見られ、最終処分場の埋立終了の計画期間が近づいている。
- ・さっぽろ圏震災等廃棄物処理に係る相互支援協定を平成 26 年に締結しており、災害廃棄物処理計画を令和 3 年に策定している。

[評 価]

- ・処理施設については、計画的な運転・点検整備を行い、平時から余力ある運転を維持する必要がある。
- ・施設の状況を勘案し、新施設の整備等、適切な処理システムの構築について検討の必要がある。
- ・さっぽろ圏震災等廃棄物処理に係る相互支援協定及び災害廃棄物処理計画について、継続的に実行性を確保する必要がある。

施策プログラム

①災害廃棄物の処理体制

- ・災害に備え、処理施設の運転及び点検整備を計画的に推進する。
- ・安定したごみ処理体制を維持するための施設整備等を推進する。
- ・早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を処理するため、災害廃棄物処理計画を必要に応じ改定するとともに、計画に基づいた処理体制の整備を推進する。

6-1-3 地籍調査の実施

脆弱性評価

①地籍調査成果等の活用

[現 状]

- ・ 市域の大部分で実施した地籍調査の成果及び公共基準点成果の維持、管理を実施している。

[評 価]

- ・ 災害発生後の復旧・復興を迅速かつ円滑に進めるため、現地測量に必要な地籍成果等を引き続き管理するほか、被災状況の確認に必要な災害前の状況を把握する必要がある。

施策プログラム

①地籍調査成果等の活用

- ・ 災害発生後の復旧・復興を迅速かつ円滑に進めるため、引き続き、地籍調査成果及び公共基準点成果の適正管理を行うほか、被災前後の状況把握のため、航空写真による現況データの更新を推進する。

6-1-4 応急仮設住宅など生活基盤等の迅速な確保

脆弱性評価

①被災者の住居確保や土地の確保

[現 状]

- ・被災時の住宅対策については、災害救助法が適用された場合、避難所等の設置及び住宅の応急処置は北海道知事が実施し、災害救助法第13条第1項の規定により委任された場合は市長が実施することとなっている。

[評 価]

- ・応急仮設住宅の建設場所は原則として市有地とするが、建設にあたり適当な場所がない場合は、未利用国有地等の公有地又は私有地を利用し、土地を確保する必要がある。

②応急危険度判定及び罹災証明書の発行（以下、被害認定調査等という）の業務に関する研修を通じた職員の能力向上

[現 状]

- ・被害認定調査等の業務に関する応援・受援の際には関連業務の知識を持つ職員を配置することとしている。

[評 価]

- ・被害認定調査等の業務体制については、職員の能力向上や、市内の被害認定調査経験者の活用を図るとともに、北海道・近隣市町村との相互協力により応援・受援体制を整えておく必要がある。

施策プログラム

①被災者の住居確保や土地の確保

- ・応急仮設住宅の建設にあたっては、防災ひろばを始め、原則市有地の利用により土地を確保する。

②被害認定調査等の業務に関する研修を通じた職員の能力の向上

- ・国等が実施する研修に職員を派遣するほか、庁内研修を行い調査に必要な知識及び経験を有する職員の育成を促進する。

6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの機能低下

6-2-1 災害対応に不可欠な建設業との連携

脆弱性評価

①建設業者との応援協定の締結

[現 状]

- ・建設機械や資材の供給、復旧支援など災害時の支援に関する協定を建設業者と締結している。

災害時における応急対策の協力に関する協定（石狩市建設事業協会）

災害時における水道施設の応急復旧に関する協定（石狩管工事業協同組合）

[評 価]

- ・各種応援協定の締結など、平時から建設業者との連携体制を整備する必要がある。

②建設業の担い手確保

[現 状]

- ・全国的に建設業の就業者は減少傾向にあり、特に若年層の担い手不足が深刻である。

[評 価]

- ・災害発生後の復旧・復興を迅速に進めるため、建設業就業者の確保や後進育成に継続して取り組む必要がある。

施策プログラム

①建設業者との応援協定の締結

- ・大規模自然災害からの迅速な復旧・復興を図るため、民間企業等の持つ人材や技術、資機材等の活用に向けた連携体制を整備する。

②建設業の担い手確保

- ・災害発生後の復旧・復興はもとより、平時においても、公共施設の老朽化対策など強靱化を図る上で建設業の振興は必要不可欠なものであることから、石狩市建設事業協会等との連携のもと、若年者の人材確保や育成に向けた取組を推進する。

6-2-2 行政職員等の活用促進

脆弱性評価

①他団体技術職員による応援体制及び民間企業等との連携体制の整備

【現 状】

- ・災害時等に資機材の提供や職員の派遣等を円滑に遂行するための協定を締結している。

災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定（北海道知事、北海道市長会、北海道町村会）

- ・民間企業等の資機材の提供等に関する各種協定を締結している（5社）。

【評 価】

- ・大規模自然災害時における人材不足を補うため、自治体間の相互応援体制が必要である。
- ・民間企業等の技術を活用した復旧・復興体制の整備が必要である。

②行政、ボランティア支援団体等との連携

【現 状】

- ・北海道や他市町村、北海道開発局等の関係機関と応援協定を締結している。

【評 価】

- ・大規模災害が発生した場合、他市町村からの職員派遣等だけでは人員が不足する場合も想定されることから、民間ボランティア等の受援体制を整備する必要がある。

施策プログラム

①他団体技術職員による応援体制及び民間企業等との連携体制の整備

- ・災害時における北海道及び他市町村との職員派遣による相互応援体制を確保するとともに、被災時における受援体制の整備に向けた取組を推進する。
- ・大規模自然災害からの迅速な復旧・復興を図るため、民間企業等の持つ人材や技術、資機材等の活用に向けた連携体制を整備する。

②行政、ボランティア支援団体等との連携

- ・大規模災害が発生した場合、他市町村からの職員派遣等だけでは人員が不足する場合も想定されることから、民間ボランティア等の受援体制を整備する。

4

計画の推進管理

4-1 施策ごとの推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要です。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていきます。

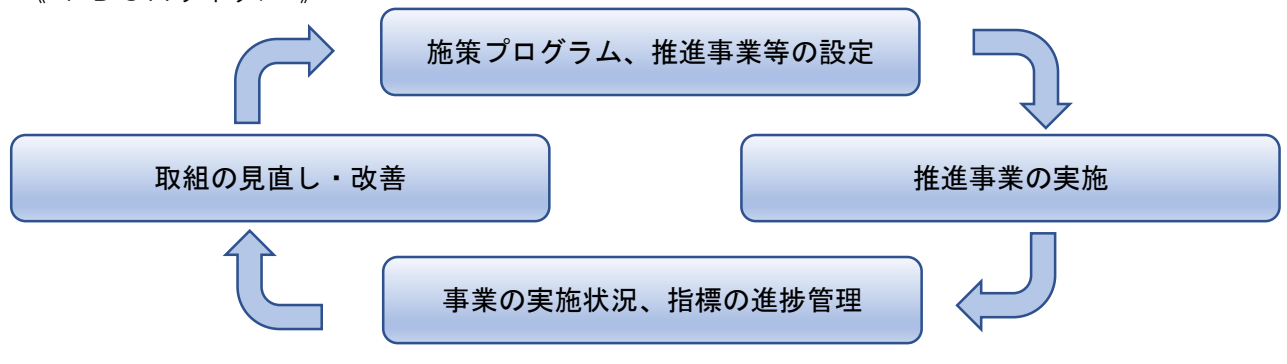
《 施策毎の推進管理に必要な事項 》

- ・ 当該施策に関する庁内の所管部局、国の関係府省庁、道の関係部局
- ・ 計画期間における施策推進の工程
- ・ 当該施策の進捗状況及び推進上の問題点
- ・ 当該年度における予算措置状況
- ・ 当該施策の推進に必要な国の施策等に関する提案・要望事項
- ・ 指標の達成状況 等

4-2 計画の推進（PDCAサイクル）

計画の推進にあたっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、本市の強靱化のスパイラルアップを図ります。

《 PDCAサイクル 》



石狩市強靱化計画

令和2年11月策定

令和8年3月改定

石狩市企画政策部企画課

〒061-3292

北海道石狩市花川北6条1丁目30番地2

電話 0133-72-3161（直通）

FAX 0133-74-5581